

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第2回） 議事録

日 時：平成29年10月2日（月） 13：00～16：00

場 所：全国町村会館 2階ホール

午後1時00分 開会

○事務局（三菱総合研究所）

それでは定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。ただいまより「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会（第2回検討会）」を開催いたします。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

議事に先立ちまして、手元の配布資料のご確認をお願いいたします。

なお、本日でございますけれども、環境への配慮の観点から、ペーパーレス会議ということで、メインテーブルの皆様にはタブレット端末をお配りしております。既に起動いただきまして資料等を閲覧できる状態になっているかと思いますが、もし会議中でも不備等がございましたら、事務局でサポートさせていただきますので、適宜お知らせをいただければと存じます。

配布資料でございますけれども、資料が1から3、それから参考資料として1、2ということで、お付けをしております。ご確認をいただければと思います。

また、本日の委員のご出席状況でございますけれども、全ての委員にご出席をいただいております。

それでは報道関係の皆様、カメラ撮りがございましたら、ここまでとさせていただきます。具体的な議事に進めればと思います。

それでは、これ以降の進行につきましては、寺園座長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

○寺園座長

こんにちは。それでは議事に入りたいと思います。今日は予定で3時間の長丁場となっておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

まず議事の1番目で「有害使用済機器の保管等に関する調査結果」を、資料1に基づき事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（三菱総合研究所）

それでは資料1に基づきまして「有害使用済機器の保管等に関する調査結果」ということでご報告をさせていただきます。

前回、こういった調査を実施しますということでご報告させていただきました。大きく3点調査がございます。1点目がバーゼル法の輸出入規制事前相談資料を使つての分析、それから2点目が都道府県・政令市へのアンケート調査、それから3点目がヤードへの現地調査ということでございます。こちらの3点について、本日もご報告をさせていただきます。

まず1つ目、バーゼル法の輸出入規制事前相談資料の調査ということで、お手元の資料はスライド番号1をご覧くださいと思います。こちらは前回もある程度ご報告をしておりますので、その差分について簡単にご報告をさせていただければと思います。平成28年度分の事前相談データを分析して、こういった事態になっているのかといったところの調査を行ったということでございます。

おめくりをいただきましてスライド番号2ページ、こちらも前回のご報告内容ということでございます。こちらは主にメタルスクラップでかつ1,000トン以上の出荷が行われておりますようなものについて、細かく分析していつているというところでございます。この3,260件についての分析というのが以降のページに示してございます。

3枚目のスライドは、今は申し込みの件数でございましたけれども、物量で見たときにこういった分布になっているのかというところを示したものでございます。先程の3,260件が、物量ベースですと789万トンという、そういった水準になっているというふうにご覧をいただければと思います。

メタルスクラップトータルで890万トンでございますので、1,000トン以上の申告で約9割程度を示しているというところが、ここからうかがえるということかと思えます。

次をご覧くださいまして、4枚目のスライドでございます。こちらは前回ご報告させていただきましたとおりということでございます。メタルスクラップをさらに鉄スクラップの規格品とその他、主にその他、こちらのほうに雑品、そういったものが含まれているという認識でございます。

国別に行き先がどうなっているのかといったところを確認したということでございます。もうほぼ全量が中国に、その他については向かっているというところでございます。

それから右側、5番のところに貨物内訳ということで、こういった品目というのが入っ

ているということで申告されているのか、といったところをリサーチした結果でございます。モーター、配電盤、ラジエーター、そういったところがキーワードとしては含まれているということでございます。

なお、後ほど3つ目の調査事項としてご報告いたしますけれども、現地調査でも、まさにこういったものというのが確認されたというところを申し添えさせていただきます。

それから5枚目のスライドでございます。6番ということで港湾別の件数、貨物量ということでございまして、取扱い件数が多いものを順に並べております。具体的には、川崎、船橋、大阪、それから千葉、名古屋、こういったところが雑品スクラップの輸出拠点と申しますか、港になっているというところでございます。

6枚目のスライドをご覧くださいければと思います。今ご説明した内容を、全体の流れとして整理してみたものでございます。今回対象としておりますデータは、貨物の総量で言いますと1,085万トンでございます。このうち、メタルスクラップとして1,000トン以上の規模で輸出されているものというのが、790万トンあるということでございます。

それをさらにスクラップの規格品とその他ということで仕分けたところ、その他に区分するもの、かつ1,000トン以上のものというのが175万トンで、主にこの1,000トン以上というところで全体の量というところの大部分がカバーできている、というところが見えてきたということでございます。

また、その行き先としては中国がほとんどを占めているという、そういった大きな流れになっているということでございました。

続いて、7ページ目からが2つ目の調査のご報告でございます。保管ヤードの実態に関する都道府県及び政令市へのアンケート調査ということでございます。

8枚目からが具体的な結果ということでございます。スライド番号8番といったところのスライドをご覧くださいければと思います。調査対象の都道府県・政令市を合わせまして94%からご回答いただきまして、回答数としては109件の自治体様からの回答が集まっているという状況でございます。

こちらについて保管ヤードの有無ということで、まず把握しているか、していないか、あるいはその保管ヤードのうち、生活環境保全上の支障のおそれがある保管ヤードというのを把握しているか、していないかといったところを尋ねているというのが上の表ということでございます。

まず保管ヤードの有無を把握している自治体が90件ということで、全体の8割強、い

らっしゃると。そのうち、生活環境保全上の支障のおそれがある保管ヤードといったものを把握されている自治体さんというのが 66 件、73%ぐらいに相当するということでございます。

それぞれ保管ヤードが各自治体さんの中にどのぐらいの件数立地しているのかといったところの分布を見たものが、左下のグラフでございます。1 件から 4 件といったところが 33 自治体さんありますし、多いところでは 100 件以上といったところもあるということでございます。

また、生活環境保全上の支障のおそれのある保管ヤードといったところについても、同じように自治体ごとの件数の分布を見ております。中ほどの図でございますけれども、こちらも多いところは 15 件以上といったところがあるということでございます。

また、この生活環境保全上の支障のおそれのある保管ヤードについて、以降で詳しく見ているといったところがこの調査になっております。右下の表は生活環境保全上の支障の恐れのある保管ヤードといったところで、まず面積の分布がどうなっているかといったところをお尋ねしております。こちらは 66 自治体さんからの回答で、全て合わせますと 316 件、そういった恐れのあるヤードというのがあったということでございます。

それらについて面積の分布を見たということになりますが、多いところとしては 500 平米から 2,500 平米、あるいは 5,000 平米近くといったところがボリュームゾーンになっているところが見えてくるということと、あとは一番下の未回答ということでございますけれども、なかなかそういった面積についても把握できていないといったところも、相当数あったところが見えてくるということかと思えます。

続いて 9 枚目のスライドでございます。同じく今ご報告した、おそれのある 316 件のヤードについて、取扱い品目というものを尋ねております。左上のグラフがこちらにございますけれども、エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機といったところが 130 件から 150 件ぐらいのヤード、316 分のこのぐらいの数字のヤードでの取扱いがあるということ、また、その他の小型家電ですとか金属系の日用品、そういったところが取扱い品目としては多いということが、傾向として出ておりました。

また、参考までに下のグラフは、500 平米以下のヤードについてどういった傾向があるかといったところをお示ししております。

また、右側の円グラフでございますけれども、エアコンの取扱いがあると回答した 134 件のヤードについて、家庭用なのか業務用なのかといったところを尋ねた設問でございま

す。まず判別不能だというところが4割近くを占めているというところと、家庭用、業務用の両方が入っているということを確認しているのが、こちらもまた4割近くあるという、そういった傾向になっていたということでございます。

次でございますけれども、10枚目のスライドでございます。この316件のヤードにつきまして、取扱い品目の保管場所ということで尋ねております。屋外というのが大多数を占めているということでございます。

また、その保管方法ということで下のグラフになりますけれども、特に何かしらの、浸透防止ですとか、そういったところをしておらず、いわゆる野積みに相当するような保管方法というのが大部分を占めているというところが、結果として出ておりました。

それから右側のグラフでございます。周辺の囲いの有無について尋ねております。上が全体の傾向ということで、囲いを設置しているものというのが6割近くあったということでございますが、下のグラフは500平米以下、比較的小規模と思われるヤードでございます。こちらについては設置していないものというのが半分を占めているということで、少し傾向が違っていたということでお示しをしております。

11枚目のスライドでございます。ヤードへの機器の保管状況ということでございまして、まずその積み上げというのをやっているかということでございます。積み上げは、この写真を載せておりますけれども、こういった形で機器ごとに積み上げているような、こういったやり方で保管しているかどうかというところを尋ねた設問でございます。

積み上げているふうに答えたのが3割弱、それから積み上げていないという、いわゆる山積みになっているような状態、そういったものが5割強を占めているということでございます。

それから右が仕分けの状況ということでございます。仕分けられていないものが存在するというところで、そういったものというのが半分を占めているという傾向が出ております。

また、生活環境保全上の支障を生じる恐れがあるということで、具体的にどういった点に懸念があるかということで、自治体のほうで認識されている点を右下の表に挙げていただいております。家電製品の不適正な保管ですとか、積み上げ方が不十分なので崩落等の恐れがあるとか、あとは有害物質の飛散・流出、そういったところに、懸念があるというふうに認識されている理由として挙げられているということでございます。

続いて12枚目のスライドでございます。処理・処分の有無ということでございまし

て、処理・処分を何かしら行っているというヤードが4割弱、無しというところが44%ぐらいあるというところでございます。

また、その内容でございますけれども、処理・処分の内容としては、重機等で粗雑に解体・圧縮をしている及び手解体、こういったところが件数としては多いということ、それから出荷・引渡先としては、やはり不明ですとか未回答といった形で、把握できていないというところが件数としては一番多く出ているということと、把握できている先としては鉄・非鉄スクラップ、あるいは輸出業者、そういったところが多いという、そういった回答になってございました。

それから13枚目のスライドでございます。ヤードの事業者が保有する許可・免許ということで、こちら一番下の未回答というところがそれなりの件数になっているということで、十分に実態を把握できていないということもお伺いしているところでございますが、あとは古物商の許可ですとか、一部は産廃収運業の許可も持っているよと、そういったところもいるということで回答がございました。

14枚目のスライドでございます。ここは環境影響事案ということで、そもそも事案があったかどうかといったところを尋ねております。火災については、あったという回答が7%程度ということでございました。有害物質の飛散・流出については9.2%ということでございます。

次のページでございますが、その他の事案ということで、害虫の発生ですとか騒音・振動、そういったものが挙げられておりました。

また、住民からの苦情ということで、あったという回答が35%ということで、実際に火災ですとか有害物質の飛散、そういった事案が発生した件数に比べて、苦情の件数というのは多いという、そういった傾向が見えたというところでございます。以上が2つ目のアンケート調査結果でございます。

3点目の調査ということで、16枚目のスライドからが保管ヤードの実態に関する現地調査ということでございまして、17枚目のスライドをご覧くださいと思いますが、7社に対して現地調査を実施したというところでございます。

種類としては内陸型、それから輸出も業として行っている湾岸型といったところがございました。また、エリアとしては、関東、それから関西ということで行っております。

それから実施内容としては、保管のみとしているところもあれば、何かしらの処分を業として行っている、そういった事業者もあったということと、取扱量としては、小さい

ところは月に数百トン、大きいところは数千トンといった、そういった規模感で雑品スクラップを取り扱っていたということでございます。

以下、18枚目から21枚目に全体のまとめとして書いておりますけれども、少し具体の写真等もご覧いただきながらご確認をいただければということで、22枚目のスライドから今の7社について、ざっくりと概要というのを取りまとめております。ここを中心に説明をさせていただければと思います。

なお、この現地調査でございますけれども、本日と委員としてご出席いただいております大阪府の小林委員、大阪府とともにご協力をいただいたというところと、あとは非鉄全連の福田様にもご協力をいただいているということで、調査のほうを実施しております。

また、委員の皆様でご都合のついた方については実際の調査のほうにご同行いただいたということで、現場もご確認をいただいているというところを申し添えさせていただきます。

22枚目、A社でございます。こちらは内陸型のヤードということで、関東地方のヤードでございます。近隣は主に農地ということで、数軒の民家もあるということになります。敷地面積は1万平米を超えるということで、比較的大きい部類に入るところかと思っております。

取扱い品目でございますけれども、鉄、非鉄、雑品スクラップ、バッテリー、そういったものが主な品目ということになりますが、今回主に対象としております家電系ということでは、エアコンの受入があったということでございます。これはエアコン類として仕分けられていたということを確認しました。

その他の家電といたしましては、基本的に受入は断っているけれども、他の貨物に混じって入荷されるようなものが一部あるということで、具体的には中ほど右の写真になりますけれども、電子レンジですとか液晶モニタですとか、パソコンですとか、そういったものが、少量でございますが仕分けられて存在していたというところを、確認しております。

また、業務用のエアコンについては、エアコン類ということで家庭用とまとめて保管をされていたということでございました。

取引量としては雑品の量で2,000トンから2,500トン、月の量としてあるということで、スクラップ問屋からの入荷が大部分を占めている、また、出荷先としては、雑品は中国への輸出だという、そういったことでもございました。

保管の状況でございますが、構造としては鉄製の囲いで高さ4.5メートル、床はコンクリート打ちをされておりまして、一部鉄板で補強されているという状況でございます。

排水系でございますけれども、周囲に側溝があったというところと、油水分離槽が設置されておりまして、そういったところで排水の処理がなされていたということを確認しております。

保管の高さということでございますが、囲いを超えないように制限をするというところと、勾配は2分の1を超える箇所というのが一部あったという認識でございます。

仕分けという意味では、まず受入時にトラックから広げるような形で展開をしまして、そこでバッテリーですとか黒モーターですとか、そういったいわゆる異物、受入不可のものについて除去をするような、そういった入り口側の管理がなされていたというところが特徴としてあったというところかと思えます。

処分の状況としては、ここは実施していないというところと、環境影響事案というものに関しては、今年に入って1件火災があったというところがございます。原因は特定できていないというところがございます。上の写真をご覧くださいと思いますが、ピットを細かく切っていらっしゃるので、延焼というのは防げたといったところを、確認しております。

23枚目でございますが、B社ということで、同じく関東地方の内陸型ヤードということでございます。A社に比べると少し規模が小さい、そういった特徴がございました。

取扱いの品目でございますけれども、家電系では、こちらでもエアコンの取扱いを、確認をいたしました。また、他の荷物と一緒に搬入された洗濯機ですとか液晶テレビ、そういったものもあったということでございます。

その他家電系では、パソコンですとかハードディスク、ゲーム機、これらは個別に仕分けられて、かごなりフレコンなり、そういったものに収められていたというところがございます。

また、業務用の冷凍空調機器、そういったものもあるということでございます。

取引量としては雑品として240トンというところで、雑品を、輸出をしているという状況でございます。

囲いがある、かつコンクリートで、鉄板で一部を補強しているということでございます。

排水溝もございましたけれども、油水分離槽は確認できませんでした。油分が発生する

場合については、シートを敷いて周辺に流出がないように作業をしているというお話でございました。

また、保管の状況でございますけれども、屋根のあるスペースもございました。こちらはリユース目的の品目を保管しているというお話でございました。

処分としては、解体ですとかガス溶断、簡単なものを実施されているということでございます。

続きまして 24 枚目、C社というところでございます。こちらは工業用地に立地しております、大型のシュレッダーをお持ちの業者さんというところでございます。したがって、規模的にはかなり大きいということになります。

取扱い品目のところでございますが、家電4品目の取扱いはなしというところ、また、小型家電についても、目視では確認できませんでした。

業務用についてはエアコン、冷蔵機器、そういったものの取扱いがあつて、これは分けて区分をされているということでございます。

鉄スクラップ、あるいは産廃系のものが主たるものということでございまして、非鉄系のスクラップを入れると 400~500 トン程度、そういったものが取り扱われているということでございます。

構造としては、鉄製の囲いがあり、床のほうはコンクリートと鉄板で補強されているということでございます。排水溝があつて油水分離槽が設置されていたところを、確認をしております。

こちらでも囲いの高さ以下とするということでございますけれども、一部勾配が2分の1を超えている箇所があつたということでございます。

処分としてはありということで、先程ご説明したとおり、大型のシュレッダー、選別装置というのが設置されていたということでございます。

続いて 25 枚目のD社でございます。こちらは湾岸型ということで、規模はあまり大きくないんですけれども、直接輸出をされている事業者ということでございます。

取扱い品目をご覧いただければと思いますけれども、家電4品目については、取扱いはなかったということでございます。その他の家電系ということでは、掃除機ですとか液晶モニター、そういったものがスクラップの山に少量混入していたというのを、確認をしております。

その他、業務用の冷蔵・冷凍機器が、取扱いがございました。コンプレッサーについて

は切断をして中の油を回収して、鉄・銅に分ける、そういった処理というのも一部されていたのを、確認しております。

また、農機具としての取扱いというのが比較的多く見られたというところで、これらはヤードの一部に区分されていたというのを、確認しております。

取引量としては、500 から 700 トン程度ということでございます。

6メートルの囲いがあり、コンクリートと鉄板で補強されているというところ、排水溝と油水分離槽も確認しております。

仕分けというところでは、こちらも、先程A社でございましたけれども、入荷した貨物はヤード内で展開して、雑品スクラップは品位別に分けて、その際にバッテリー等はより分ける、そういった運用がなされていたということでございます。

次でございます。26 枚目、E社でございます。ここからは関西地方ということで、まず内陸型のヤードになります。こちらは敷地面積 6,590 平方メートルということで、中規模のヤードということになるかと思えます。

取扱い品目でございますけれども、雑品スクラップの山の脇に、冷蔵庫ですとか洗濯機、そういったものを、確認をしたというところがございました。

また、その他の家電としては、炊飯器ですとか扇風機、オーディオ機器、そういったものがスクラップの山の中に少量存在していたということと、取引先向けの価格表に家電雑品ということで明確に記載をされていたということも、確認しております。

その他には、エンジン、ラジエーター、湯沸かし器、そういったものを、確認しております。

保管状況の構造のところでございますけれども、囲い、それからコンクリートに鉄板で補強というところは他の業者と同じでございますけれども、一部地面が露出している箇所が存在しておりました。上から3つ目の写真に、その状況というのを、お示ししております。

また、排水系でございます。周囲に側溝はございましたけれども、敷地内から油等の流出の可能性がありということで、一番下の写真になりますけれども、外壁から周囲に油を含んだ水がにじみ出している、そういった様子というのも確認をしたというところがございます。

また、油水分離槽については設置をされておりましたけれども、勾配の関係で、作業場全域から集水されている訳ではなさそうだとしたところも確認しております。

保管状況でございますが、高さ7メートルまで、一番高いところでは積み上げられていたというところと、勾配は2分の1を超えているところがあったということでございます。

それから処分の有無というところでは、ガス溶断ですとか切断、圧縮、あとは重機にアタッチメントを付けて破砕していく、そういった行為というのがヤード内でなされていたというのを確認しているということでございます。

続いて27枚目でございます。F社ということで、同じく関西地方の内陸型ヤードでございます。こちらは敷地面積が1万平米ということでございますが、金属系の他にプラスチックも取り扱っているということで、金属スクラップ系で全体の半分、残り半分がプラスチックという、そういった業態の事業者でございました。

家電4品目の取扱いはなかったというところでございますけれども、その他の家電系ということでは、パソコン、扇風機、そういったものが少量、スクラップの山に混入しているものをご確認しております。

また、液晶モニターですとかパソコン、プリンタ、そういったものが個別に仕分けられて存在しているのがあったというところと、湯沸かし器、こちらが多量に取扱いされていたというのを、確認をしております。

保管の状況でございますけれども、高さ3メートルというところでございますが、床については先程の業者と同じく、一部地面が露出している箇所があったというところ、下から2枚目の写真に掲載をしております。

それから保管状況というところで、こちら高さ7メートルに達している部分があったというところと、あとは周囲の塀ですとか崖、そういったものに保管物が接しているところがあるということで、ちょっと見にくいですが、右下の写真にそういった様子というのを収めております。

処分につきましては、先程の業者と同じく、重機にアタッチメントを付けて破砕をしている、そういった例が見られたということでございます。

最後、28枚目のスライドでございますが、G社ということで、こちらは湾岸型のヤードでございます。こちらは港湾の保税蔵置場に立地をされている業者ということで、港湾管理者から場所を借りて管理して、船舶に積み込む、そういった立場の業者ということでございまして、荷主は別に存在をするというところでございます。

敷地面積をご覧いただければと思いますが、かなり大規模なヤードというところござ

いました。

取扱い品目としては鉄スクラップと雑品スクラップということで、家電の4品目は確認できなかったというところと、炊飯器、カーオーディオ、そういったものが一部、少量ですけれども、雑品スクラップの山に混入しているものがあったというところでございます。

取引量、取引先というところでは、輸出業者5社の貨物を管理しているということで、約1,000トン貯まったら船積みして中国へ輸出している、そういったところが実態だということでございます。

構造のところでございますが、ヤードの周辺は鉄製の囲いがあったというところと、山積みになった荷物の下は舗装されていたのですけれども、重機の通り道については一部舗装されていないような場所もあったというところでございます。

また、保管の高さでございますけれども、雑品系の山ですと6メートル程度まで積み上げられているというところと、勾配は2分の1を超えているところがあるということでございます。

それから仕分けのところでございます。こちらも入り口側の管理というものを、徹底をされていたというところで、展開検査みたいなものもされておりますけれども、右下の写真でございますが、返品物リストということで、搬入する事業者向けに判りやすい形で、電池ですとか電池を使用した機器、トランス、医療用機器ですとか、そういったものについては荷物を見付け次第、返品しますといったところを、写真付きで掲示をしていたと、そういった取り組みというのが特徴としてあったということでございます。

ちょっと長くなってしまいましたけれども、一応7件についての実態調査の結果ということでございます。時間の関係で、途中、18枚目から21枚目でまとめも記載しておりますが、こちらの説明は割愛させていただければと思います。資料1の説明は以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございました。調査が3つ続いていますけれども、1つ目が事前相談の調査結果で、2つ目が自治体のアンケート調査結果、それから3つ目が雑品スクラップのヤードへの現地調査結果ということになります。大阪府を初め、ご協力をいただいた皆様方、どうもありがとうございました。

この3つにつきまして、大体今ご説明いただいた通りなのですが、これはこれで

ほぼ終わりということで考えてよろしいのでしょうか。

○事務局（三菱総合研究所）

そうですね、大部分については結果のご報告というところはできているのかなという認識でございますが、追加でコメントをいただければ、また補足的な分析みたいなものは一部できるという認識でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。恐らく次回か次回以降に少し追加分があるかもしれませんが、基本的にはこれで、本日ご報告いただいた通りだということだと思います。

それでは少しこの3つがばらばらにあるものですから、前のほうから行ったほうがいいのかと思いますが、1番目の事前相談に関しましてご質問がある方は、札を上げていただければと思います。

では私から、事前相談につきまして6枚目のところで大体全容を書きいただいています、貨物量総量1,085万トン、これは事前相談の全相談内容でよろしいですか。

○事務局（三菱総合研究所）

はい、そうです。

○寺園座長

そのうち、メタルスクラップが893万トンで、規格品とその他に分かれていると。今回詳しく調べられたのは、その他のうちの、1,000トン以上の175万トンということで、雑品スクラップは、この規格品以外のその他のところに書かれているということになりますので、ちょっと先程計算しましたら、この13万トン（100トン未満）、31万トン（100トン以上1,000トン未満）、175万トン（1,000トン以上）の合計の中で175万トン、大体8割ぐらいになるということで、傾向はあらわれているかなと思います。

ただ、もう少し少ないほう、31万トンですとか13万トンとか、前のご説明があったかもしれませんが、少ないほう、13万トンのほうになると、雑線、ケーブル等が多いというような傾向もあったと思いますけれど、より大きいほう、1,000トン以上、あるいはそれに近いぐらいのところは、下に書かれていますようなミックスメタルとか雑品とか、モーター、ラジエーター、配電盤、こういった中身が書かれているということが、事前相談資料の内容から判ったということでもあります。

一方で、私もいろいろと観察しておりますと、そういう名目ではあるけれども、家電も結構入っているというのが実態かというふうに理解しておりますが、この1,000トンより

少ないところについては、追加でできる部分というのはあるのでしょうか。

○事務局（三菱総合研究所）

例えば今お話もいただきましたけれども、どういった品目が取り扱われているのかですか、そういったところをご報告できるものがあると思います。おっしゃっていただいたとおり、雑線ですとか、そういったものが、特に軽い荷物については非常に多くを占めていたといったところは、ざっくりと確認をしております。

○寺園座長

ありがとうございます。この調査は事前相談ということで、行政サービスではありませんけれども、輸出業者あるいは通関業者さんからの相談内容は、ある意味オフィシャルというか、経産省さん、環境省さんに相談されている内容ですので、こういった名目で出されいながら、実態として、2番目の調査は、自治体の方から見てこういうのがあると、3番目のものは、現地に行ってみるとこういうものがあるということですので、その違いなんかも判って、私も興味深く見させていただいてはおります。事前相談の中では、家電と書かれる方はまずいないんだというふうに理解しております。

事前相談のところでもし、ではありましたら、また後で戻るかもしれませんが、次のところに移りたいと思います。2番目の都道府県及び政令市へのアンケート調査結果につきまして、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

ちょっと私も補足させていただきますが、補足しながらの確認というか、質問も含めて述べさせていただきます。8枚目のところに概要が書かれていまして、都道府県及び政令市に調査票を出していただいて94%から回収ができたという、非常に高い回収率が得られていて、その中で保管ヤードは82.6%が確認されていると、生活環境保全上の支障の恐れがあるものも7割以上ということになります。

9枚目を見ていただきますと、その中でどういうものが取り扱われているかという、品目名を挙げていただいています。左側のほうで、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、項目が多々あるのですけれども、ここに出てくるのはかなり家電が多い訳ですね。それで先程の結果との違いが判る訳です。

先程のは事前相談の内容で、まさに今輸出しようとしている水際での内容でありますので、この9ページに出ていますのは、あくまで保管しているヤードという断面ですので、その違いはあるのですけれど、ここにはモーター、ラジエーター、配電盤というところはない訳であります。

正直申し上げます、自治体の方がこの短期間のアンケート調査で中まで見に行って、具体的にこういうのが見えたというところまで、本当にどこまで事実が確認できたかどうかというところに疑問はない訳ではないんですけれども、中からか外からか見た場合に、こういうものが確認できるという、あくまで自治体の方が見ての印象というか、アンケート調査結果ということで、こういうものが挙がっているというものであります。よろしいでしょうか。

○中西委員

この9ページなんですけれども、品目としては確かに家電、小電が、ということでリストとしては挙がっているんですけれども、全体的なボリュームから見たときに、これらの挙がっている品目の他に入っているのはどうなのか。

結局、実地調査との兼ね合いもあるんですけれども、実地調査のほうでも家電はないとされているところが結構ある訳でして、全体的なボリュームから見たところの割合というのはどれほど掘っておられるのか、その辺がちょっともし判れば、教えていただけたらと思います。

○事務局（三菱総合研究所）

ありがとうございます。今回のアンケートでございますけれども、取扱い品目があるかないかというところで尋ねているというところでございます、ちょっとボリューム感までは、確認はできていないというところがございます。

かつ、品目についても、ここのグラフに挙がっているようなものを選択肢として設けておりまして、ここに挙がっていないものはその他としてご回答いただくというものになっております。その他としては右下に米印でありますけれども、こういったものが自由記述として挙がっているという、そういった形になっていたということでございます。

したがいまして、後ほどの現地調査でも述べているような配電盤ですとかモーターですとか、そういったものをどのぐらい取り扱っているかといったところは、この調査の中からは、うかがい知ることはできていないというのが現状でございます。

○寺園座長

よろしいですか。

○中西委員

はい。

○寺園座長

そうしますと、エアコン、テレビ、こういった家電等は、あくまで質問の選択肢のところで名前が出ていて、一方、モーター、ラジエーター、配電盤、湯沸かし器とかというのは、選択肢にも書いていなかった訳ですね。

○事務局（三菱総合研究所）

はい、そういうことです。

○寺園座長

そういう意味では、ある種、調査のバイアスといったらあれなんですけれど、そういうものがあるかもしれないということは、お断りいたしたいと思います。

それにしても、先程のボリュームのところは分からない訳ですけど、Nが316ですの
で、家電の個々の品目が半数弱程度の割合でこうやって含まれているということは、回答
の中では言っていないかなというふうに思われます。では小口委員。

○小口委員

私も9枚目の品目の件で、ちょっと3点ほど確認というか、お伺いしたいのですが、ま
ず1つ目は、複数回答の結果を品目ごとにまとめていただいていますけれども、恐らく同
一ヤードで、例えばエアコンとテレビと冷蔵庫とかを取り扱っている場合と、エアコンだ
けという場合とか、そういう回答があったのではないかと思うのですけれども、同一ヤ
ードで取り扱われていたのかどうなのか、みたいところがちょっと判らなくて。

というのは、例えば316のうち、ここに挙げている品目を取り扱っていないところがあ
ったのかどうかというのが、ちょっとこのグラフからだとは判らないので、そういった整理
をして、どこかのタイミングで見せていただけるとありがたいというふうに思いまし
た。

2つ目は、エアコンとかテレビとかパソコンとか、こういったもの、エアコンはちょっ
とないかもしれませんが、テレビとかパソコンが多分メインだと思うんですけども、リユ
ース目的での取扱いなのかどうなのかというのは、今回のアンケート調査でそこまでお聞
きになっているかは判りませんが、それがもし判れば教えていただきたいのと、もし
今回調べていない場合は、今後その辺の実態も少し見ていただいたほうがいいのではな
いかというのが2点目なんです。

あと、3つ目は、先程ここの品目を扱っていないケースがあったのかどうかというのが
気になったんですけども、この未回答というのが、どの品目も扱っていないという理解
でいいのか、そうではないのかと、これはちょっと確認だけさせていただきます。

○事務局（三菱総合研究所）

ありがとうございます。1点目の特に4品目を何かしら扱っている業者とそうではない業者の割合については、集計上、出せると思いますので、次回以降、ご報告させていただければと思います。

それから2点目のリユース目的というところで、品目ごとにリユースしているかどうかというところまでは確認できていませんが、取引先の業者として中古品の業者がいるかどうかというところは尋ねていますので、ちょっと品目ごとのひも付けというのは難しいんですけども、そこら辺のクロスみたいなものは何かしらとれるのではないかと、という認識でございます。

あと、3点目の未回答については、取り扱っていないことを答えているという問題ではなくて、やはり純粹に判らないということで答えているので、その部分というのは取り扱っていないということではなくて、多分判らないという、そういった回答であるという認識でございます。

○小口委員

ちょっと1点目の件で、4品目だけではなくて、他の品目も含めて複数の集計というか、それを確認していただいたほうがいいかなと思います。

○事務局（三菱総合研究所）

判りました。ありがとうございます。

○寺園座長

少し関連して、先程私はモーター、ラジエーター、配電盤というふうな、事前相談等でよく使われる名称がないというふうに申し上げましたけれど、右下のその他のところは、給湯器、ボイラー、あと、鉛蓄電池、バッテリー、コンデンサ、トランス、変圧器等、これはあくまで自治体さんの自由記述で書かれていたということによろしいですか。

○事務局（三菱総合研究所）

はい、そのとおりです。

○寺園座長

ありがとうございます。では島村委員、お願いします。

○島村委員

まず8ページの保管ヤード件数についての質問なのですが、私は資料に挙がっている7件のうち4件をご一緒させていただいたのですけれども、関東の方の視察の際に、この地

域では40件、50件ぐらいあるというようなことをうかがった記憶があります。ここに出てきている件数よりも多分多い訳ですよ、ある県の一部地域だけで40件、50件ぐらいあるということなので。

これは都道府県がヤードとと思っているところと、業者さんや一般の感覚としてヤードだというふうに客観的に認識できる件数にかなりずれがあるかなと、この件数1,308というのを拝見したときに思いました。これは届出対象のヤードをどう定義するかということも関連するんですけども、行政職員の方が把握している、あるいはやろうと思っているものと、一般人から見てヤードだというふうに認識できるものの中に、もしかしたらずれがあるのかなという感覚を持ちました。これが1点目です。

2点目は先程小口委員がおっしゃったことですが、リユース目的かリサイクル目的かというのは、私が見学したヤードでもリユースだというふうにおっしゃるんですが、どう見てもリユースできないようなパソコンなどをリユースだというふうにおっしゃっていたということもありました。アンケートをとっても、これはリユースだというふうに言い張られてしまうのがかなりあるのではないかと、つまり、なかなか調査は難しいのかなというふうに思いました。

3点目ですが、内陸型のヤードも3件ぐらい関東、関西でそれぞれ見学させていただいたのですけれども、家電は、確かにエアコンはそれなりにあるんですが、全体の荷物の取扱い量からすると、それほど多くはないように見えまして、テレビやモニタなどはほとんどなくて、冷蔵庫も家庭用はほぼ見なかったように思います。業務用の冷凍などは若干見ましたが、やはり荷物の取扱い量としては、かなり少ない割合だったのではないかとこのように思いました。

それに対して、この市町村調査のところに出てくる家電、ボリューム、重量ではないというふうにご説明いただいたんですが、9ページのエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、取り扱い品目と、私が見学した3件の内陸ヤードでは印象が大分違いまして。

ここからが質問なんですけれども、やはり家電を取り扱っている家電型ヤードみたいなのと、それから我々が見させていただいた工場の副産物とか規格外品とか、その他さまざまなミックスメタルが混ざって扱われているところと異なるタイプのヤードがあるのかなと。家電ばかり集積したというところと、そうではなくて、我々が見たような、家電はごく一部、あるいは混入程度しか入っていないというようなものというヤードがあるのかと。もしそうなのだとすると、家電ばかり集まっているヤードと、我々が拝見したような

ヤードでは、保管状態とか取引形態とかがもしかしたら違うのかなと思いました。

○寺園座長

ありがとうございます。最後の部分も重要だと思うんですけど、次の調査結果のところとも関連しますし、業者さんによってすみ分けというか、業態が少し違うかなというふうにも考えております。島村委員のご質問に対して事務局で答えられる分を今お願いできますか。

○事務局（三菱総合研究所）

このアンケート対象といたしますか、こういったものを自治体の方にご回答いただいたのかというところで言いますと、この9ページ目に挙がっているような品目を取り扱っているヤードというのをお尋ねしているというところでございます。例えば、自動車だけやっているようなヤードとか、そういったものは今回の対象外ということになっております。なので、ある程度ここに挙がっているような品目を取り扱っているヤードといったことの絞り込みというのがなされているというのが1つ。

あとは、特に詳しく尋ねているところは、環境保全上の支障の恐れのある保管ヤードというところに絞って尋ねておりますので、その部分でも、ある種の違法性と言うとあれですけども、例えば家電を取り扱っているとか、そういったところの絞り込みみたいなものがなされてリストアップされているという、そういった状況があるのかなという認識でございます。なので、ちょっとそういった前提でデータのほうを見ていただければよろしいかなと思います。

○寺園座長

では小島委員。

○小島委員

もう6～7年前ですけども、家電の無料回収とかの業者からいろいろな物を集めている業者さんを大阪で1回訪問したことがありますして、そこはスクラップでも輸出をしているんですけども、ああいう家電系のはかなり多く入っていたというふうにも記憶していて、今回見学したところとはやっぱりちょっと少し差があるかなというところで、もしもう少し現地調査をされるのであれば、そういう家電を中心にやられているところをうまく絞り込んで、一度見ておいてもいいのかなというふうに感じております。

恐らくそういう業者さんは、スクラップも引き取りますけれども、中古家電も引き取るような形で、ウェブサイトとかで集めている可能性がありますので、その辺をちょっとチ

チェックしながら、うまく見付けられればというふうに思います。

○寺園座長

ありがとうございます。今のと関連しまして、島村委員が言われた、9ページにあるエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機のこの並びで、どうしても自治体さんからの回答は家電が全体に多い印象はあるんですが、この中でエアコンが少ないのが、やはり現場に行ってみる印象とは違います。量としては恐らくエアコンが一番多いと思うんですけど、もしかしたらそれを取り扱っている業者さんの数が少なくて、全体の一つ一つの取扱いが多いという可能性はあるのかなというふうには思います。

あと、テレビ、冷蔵庫、洗濯機については、リユース目的との仕分けをしてみないと、ちょっとこの辺の切り分けができない可能性もあるかなというふうに思います。森谷オペレーター、お待たせしました。

○森谷専務理事

私は質問ですが、大変簡単なことです。8ページに生活環境保全上の支障のある保管ヤード316件とあります。もちろん14ページや15ページでどういうものかというのが推測できるのですが、この316件の生活環境保全上の支障というのはどういうものかというのは、一覧にはなっていないのでしょうか。以上です。

○事務局（三菱総合研究所）

ちょっと一覧ではお示しできておりませんが、例えば11枚目のスライドの右下の表、こういったところに、かなりかいつまんでではございますけれども、例示をさせていただいております。家電製品の不適正保管ですとか崩落の恐れ、それから有害物質の飛散・流出、そういったところが具体の理由としては挙がっていたということでした。

○寺園座長

よろしいですか。

○森谷専務理事

調査では、これこれの支障を選択するようなものではなくて、自由記述になっているということですか。

○事務局（三菱総合研究所）、

そうですね、自由記述でご回答をいただいております。

○森谷専務理事

判りました。

○寺園座長

今の関連で、14 ページのあたりにも、どういったものがそういう問題になっているかというのが下のほうに書かれていまして、機械油が流出とか、そういった点が書かれているのと、あと、14 ページの上のほうに、火災に関連しましてですけれど、冷蔵庫の破砕に伴って出火のようなものが書かれていたりもしますね。では小林委員。

○小林委員

先程島村委員を初めとして、集計のところでご議論になっておられた8 ページ、9 ページの数字なんですけれども、自治体によっては、支障のおそれのあるものはグリップできていても、どのぐらいのヤードがあるかという全数を把握できているかということに対してお答えできていない自治体もあろうかと、比較的大きな自治体さんの中でも数字が上がってきていないところもあろうかと思えます。そういったところも含めた集計の見方というのを一度お示しいただけたらと思えます。よろしくをお願いします。

○事務局（三菱総合研究所）

ありがとうございます。

○寺園座長

今のは私からもお願いしたいと思えます。

それではちょっと時間が押しておりますので、3つ目の調査結果につきまして、現地調査につきまして、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

私から少し補足させていただきますけれど、内陸型、湾岸型につきまして、これはあくまで大まかな分け方ということで、実際に例えばC社の内陸型とD社の湾岸型というのは非常に近いところにもあったりして、この辺はちょっと微妙なところかなと。

ただ、湾岸型の場合は、その後すぐに積み込んで輸出ができる状態にあるようなところという特徴もあるかなと思えます。内陸型については、かなり本当の内陸から湾岸に近いところまで、エリアが広いかなというふうに理解しております。何かご質問がある方は。

では私から 26 枚目のE社につきまして伺いたいのですけれど、先程どなたかの議論でも、家電4品目の取扱いがないと言いながら、実際やっていたり、混入していたりということがあるということをおっしゃられて、私もそのとおりのように思っておりました。

26 枚目のこのE社のところで、ここはどれだけヒアリングができたかは判らないんですけども、取扱い品目のところに、雑品スクラップの山の脇に冷蔵庫、洗濯機があり、その他の家電としても色々あるということで、処分の有無についても、処分はされている

と、ガス溶断、切断機、圧縮機、重機で破碎ということもできるというふうになっております。

私もこの会社は、今回は行っていないのですけれども、実際に昔、冷蔵庫を破碎していたようなことも以前はありました。現在について、これらの家電4品目を含む家電を取り扱っていて、どういうことが行われているかというのはヒアリングできていますでしょうか。

○事務局（三菱総合研究所）

E社につきましては、そこまでの詳細なヒアリングというのは実施できておらず、あくまで現場を確認させていただいたところでございます。ガス溶断ですとか切断ということでは挙げさせていただいておりますが、現場で確認できたのは、比較的大型の建設系の、鉄系のスクラップですかね、そういったものを切断されていたり、溶断されていたりとかというところの現場の確認にとどまっているという状況でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。他の方でどなたかいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。では小口委員。

○小口委員

この調査されたヤードは、たしか前段のアンケート調査のほうも参考にして、そのなかからピックアップするような形で選ばれたのでよろしかったんですけど。だとすれば、そちらの取扱い品目の話と、実際行ってみてのところが整合しているかというのがちょっと気になりましたので、その観点での質問です。

○事務局（三菱総合研究所）

アンケート調査からというよりは、個別に大阪府さんですとか、そういったところからのアレンジメントをいただいて、調査対象を決定したというところでございます。ちょっとアンケート調査でどこまで把握できているかというのもあるのですが、そこは確認をとってみたいと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。それではちょっと時間がありませんので、議事の1につきましては以上で、次の議事の2に進みたいと思います。資料の2で「本検討会における検討事項と論点について」、この資料2に基づきまして事務局よりご説明をお願いいたします。

○制度企画室 室長補佐（白鳥室長補佐）

環境省環境再生・資源循環局の白鳥でございます。当方より資料2「検討会における検討事項と論点について」ご説明申し上げます。

資料2の1ページ、端末上ですと2ページにお進みください。ここでは改正後の廃掃法の条文と、当該条文上の政省令規定事項を抜粋してございます。今般の検討会はこれら全てについてご検討いただくものですが、本日は前回検討いただいた①及び②を改めてご議論いただくとともに、③から⑤までについてもご検討いただきたいと考えてございます。以下、それぞれの検討事項ごとに、対応方針（案）等についてご説明いたします。

それでは次のページ、端末上の3ページにお進みください。ここでは検討事項①有害使用済機器の指定について、検討内容を要約してまとめてございます。最初に、前回の検討会においてご議論いただいた主な内容を大きく5つに整理しております。

第1に、リサイクル法に基づくいわゆる家電4品目、そして小型家電28品目を指定するという方向性に対するご支持がございました。

一方、第2に、家庭用・業務用で区別すべきではないという意見がございました。これについては、そもそも業務用機器の範囲についてのご質問もあったところでありまして、議論の前提として先にご説明申し上げたいと思います。資料が前後して大変恐縮ですが、この資料の15ページ、端末上ですと16ページの最終ページのほうにお進みいただけますでしょうか。

前回の検討会において、いわゆる業務用機器の範囲について、検討会内での認識の統一についてのご質問がございました。

これにつきましては、いわゆる家電・小型家電リサイクル法におきまして、家電といたしまして家庭で日常生活において一般的に使用されているものを対象としておりまして、仮に事業者が使用する場合であっても、これについては対象となっております。

また、いわゆる業務用としては具体的な規定を置いてございませんが、これら以外のものを業務用と判断すると解されるものであります。したがって、検討会におきましても、これらの考え方と同様の範囲を示すものと考えております。

なお、これについて、特に今般ご議論いただいている有害使用済機器に関する家庭用・業務用機器の範囲については、今後、ガイドライン等において分かりやすく示してまいりたいと考えております。

それでは恐縮ですが、改めて2ページ、端末上の3ページのほうにお戻りいただけます

でしょうか。前回検討会の指摘事項の続きですが、第3の指摘として、リサイクル法に基づくいわゆる家電4品目、そして小型家電28品目以外の有害性等を考慮すべきとの意見があったと理解しております。

その他の点といたしましては、第4に自治体が運用しやすい制度にすべきという点、そして最後に、具体的な品目の指定を下位法令に委ねることで、法規的な対応も可能となる点をご指摘いただいたと理解しております。

こうした指摘事項を踏まえまして、事務局としては、機器の指定に当たって以下の2点の考え方を基本としてはどうかと考えております。

第1に、今般の制度が有害使用済機器に関して初めて取扱いの基準を設けることであることから、本制度の運用を通じて、いわゆる雑品スクラップの保管等の実態を把握していくことが重要であること。

第2に、現時点で把握している実態については、適切に踏まえて対応すること。特に機器の有害性に着目しつつ、規制逃れと運用コストのバランスを勘案して、実効性ある制度となるようにすることでございます。

これらを踏まえた対応方針（案）が一番下の青枠でございます。第1に、既存制度であるリサイクル法の対象品目、具体的にはいわゆる家電4品目と小型家電28品目を対象と指定する。

第2に、現場での該非判断を実効性あるものとするため、リサイクル法対象品目に加えて、業務用機器についても、実態を踏まえつつ、対象として指定する。

第3に、今回指定しない機器については、法の施行状況も踏まえて必要な措置を検討し、機動的に対応する。

なお、有害使用済機器と金属くず等の混合物につきましても、有害使用済機器として取り扱う方針でございます。

この論点に関する次ページ以降の資料は、参考資料となっております。続きまして3ページ、端末上の4ページにお進みください。ここには改正法の関連条文と廃棄物処理制度専門委員会報告書における関連部分を抜粋してございます。これは前回検討会と同様の資料ですので、説明は省略させていただきます。

続きまして4ページ、端末上の5ページにお進みください。これは既存のいわゆる家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法の対象品目を明示したものでございます。これにつきましても前回検討会と同様の資料ですので、説明は省略させていただきます。

次、5ページ、端末上の6ページにお進みください。これは有害使用済機器の指定に関する考え方を赤枠で図示したものでございます。図の上から、家電リサイクル法の関連機器として、いわゆる家電4品目及び小型家電28品目について指定するとともに、その下に分けてございますその他の業務用機器等のうち、業務用のエアコン、冷蔵庫、プリンタ、さらには湯沸かし器などについても指定していくことを考えております。

また、その他の機器につきましては、法の施行状況も踏まえまして、機動的に対応する方針でございます。検討事項①については以上でございます。

では続きまして、検討事項②有害使用済機器の保管及び処分の基準についてご説明いたします。6ページ、端末上の7ページにお進みください。ここでは検討事項の要約をしてございます。

まず前回検討会においてご指摘いただいた主な内容をまとめてございます。大きく8つ記載してございますが、3つにまとめますと、第1に廃掃法の基準を基本としつつも、廃棄物と有害使用済機器の相違に鑑みて、混在機器の種類特定の難しさや他法令の制約等を踏まえまして、追加的な基準を課すことも許容できるのではないかとといった指摘がございました。

第2に、具体的な基準についてもご指摘がございました。この中には、火災についての規定の必要性、保管方法や排水処理に関する規制緩和や規制措置の指摘もございました。

第3に、有害使用済機器と「他の物」の分離保管という基準について、「他の物」について対象の明確化や具体化に関するご指摘もあったと理解しております。

こうした指摘を踏まえて、事務局といたしましては、基準の策定に当たって2つの考え方を基本としてはどうかと考えております。

第1に、有害使用済機器は廃棄物ではないものの、不適正な保管・処分が行われた場合には、廃棄物同様、人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れがあること。

第2に、有害使用済機器特有の考慮事項について、実態等を踏まえて作成するということとです。

これらを踏まえて、対応方針を下の青枠の中で示しております。方針は4つございます。

第1に、廃棄物の保管・処分の基準を基本とするということです。

第2に、保管基準につきましては、有害使用済機器の保管の実態を踏まえて対応することと。

第3に、処分基準については、自治体のアンケート、現地調査の結果を踏まえまして、基本的には破碎、切断、圧縮、解体を想定した基準とすること。

そして第4に、生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災防止の観点から、原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いにつきましては、現地調査における取扱い実態を踏まえ、分別した上で保管及び処分させる等、必要な措置を講ずることを考えております。

なお、これらにつきましては、政令、省令、ガイドライン等に盛り込むべき内容の全体像でございまして、本検討会での検討結果を踏まえて、今後法制的な面から検討を加え、それぞれ書き分けていくことを予定しております。

7ページ、端末上の8ページにお進みください。ここでは検討事項に係る改正法の条文、廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分を抜粋してございます。これは前回検討会と同様の内容ですので、割愛させていただきます。

次の8ページにお進みください。端末上の9ページです。ここでは有害使用済機器の保管基準につきまして4つに大きくくりした上で、より具体的な方針（案）をお示ししております。

第1に、保管場所の要件でございまして。これについては周囲に囲いを設けるとともに、必要事項を記載した掲示板を設けることを考えております。

第2に、保管場所からの有害物質の飛散・流出・地下浸透防止等についてでございます。まず汚水による汚染防止のため、汚水が生じるおそれがある場合には、必要な排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うことを考えております。

次に飛散・流出防止についてですが、廃棄物の保管基準を参考とし、実態を踏まえて検討したいと考えております。検討に当たっては、例えば廃棄物の保管基準や使用済自動車の保管基準が参考となるものと認識しております。

一方、保管量の制限につきましては、これが元来、不法投棄防止のために設けられたものですが、機器の有価性に鑑みて、特段の基準を設けないこととしてはどうかと考えております。

第3に、保管時の火災防止等についてでございます。ここは廃掃法の廃棄物取扱いなどの関連する現行制度と比べて、異なる措置又は追加的な措置となることから、黄色に網かけしてございます。現行他法令との関係を踏まえて、生活環境の保全上、特に留意すべきと思われる火災防止の観点から、次の3つを講じる方針でございます。

まず第1に、保管の高さについてですが、概ね5メートル以下とすることを考えております。これは有害使用済機器の主要部材に可燃物が使用されている他、火災原因混入の可能性があるため、消防庁がお示ししている「火災予防条例（例）」になったものです。

第2に、火災原因となり得るもの、具体的には電池・バッテリー、ガスボンベ等の取扱いについては、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別した上で保管することを考えております。

第3に、有害使用済機器のこれらの性質を踏まえまして、火災・延焼防止の観点から、有害使用済機器と、金属スクラップ等その他の資源物や廃棄物等との分別保管を求めるところとしております。

最後ですが、ねずみや害虫の発生防止策についてもまとめることとしております。

次の9ページ、端末上の10ページにお進みください。ここでは有害使用済機器の処分基準につきまして4つに大きくくりした上で、より具体的な方針（案）をお示ししております。

第1に、有害物質の飛散・流出等の防止については、生活環境上必要な措置を行うこととしております。

第2に、有害物質の飛散防止と火災発生防止に重なる基準として、火災原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等につきまして、技術的かつ経済的に可能な範囲で回収し、また、蛍光灯については適切に処理を行うこととしております。

なお、この基準については、保管基準同様、廃掃法等の関連する現行制度との扱いと比べて、異なる又は追加となるものであるため、黄色に網かけしてございます。

第3に、いわゆる家電4品目に該当する品目については、現行、定められている処分方法にしたがって処分することとしております。

第4に、処分施設の生活環境保全措置といたしまして、監視による異物混入防止、粉じん飛散防止、爆発被害防止について、それぞれ必要な措置を講ずることとしております。検討事項②については以上でございます。

では続きまして、検討事項③有害使用済機器の保管等に関する届出除外対象者についてご説明いたします。10ページ、端末上の11ページにお進みください。本検討事項は今回の検討会で初めてご議論いただくものですので、改正廃掃法の根拠条文及び廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連分部分を抜粋してございます。法律上は届出義務のかかる「有害使用済機器保管等業者」から、適正な有害使用済機器の保管を行うことができるものと

して環境省令で定める者は除かれております。

この規定の前提といたしましては、廃棄物処理制度専門委員会報告書において、いわゆる家電・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた施設における取扱いなど、法令に基づく環境保全上の措置が講じられ、又は環境汚染のおそれがないと考えられる場合には、二重規制とならないよう配慮すべき旨が盛り込まれております。

これを踏まえて、下の青枠内に除外対象者の方針を2つにまとめてございます。

第1に、保管量の少なさ等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないと考えられる者です。例えば有害使用済機器の保管量が一定量を超えない者などが該当し得ると考えております。

第2に、適切な有害使用済機器の保管を行うことができる者です。例えば廃掃法の許可等やいわゆる家電・小型家電リサイクル法に基づく認定等を受けた者について、品目の限定など必要な精査をした者などが該当し得ると考えております。検討事項③としては以上でございます。

続きまして、検討事項④有害使用済機器の保管等に関する届出事項・書類についてご説明いたします。11 ページ、端末上の 12 ページにお進みください。本検討事項につきましても今回の検討会で初めてご議論いただくものであることから、改正廃掃法の根拠条文と廃棄物処理制度専門委員会報告書の関連部分を抜粋しております。

法律上は「有害使用済機器保管等業者」は、地区管轄の都道府県知事への届出が義務付けられており、手続については環境省令に委任されております。

この前提といたしまして、廃棄物処理制度専門委員会報告書においては、処理基準の遵守状況の確認徹底のため、報告徴収、立入検査等の必要な是正措置を担保すべき旨が盛り込まれております。

加えて、前回の検討会におきましても、他検討事項の議論の中で「有害使用済機器保管等業者」について業態として把握すべき旨のご指摘もいただいたところであります。

これらを踏まえた対応方針といたしましては、青枠の中にまとめてございます。有害使用済機器の保管等に関する届出事項や書類につきましても、廃掃法に基づく処分業の許可申請事項や書類のうち、許可基準に関するもの以外を基本にしつつ、また、排出事業者自らが事業場外で保管する場合の届出事項や書類を参考として定めることとしてはどうかと考えております。

次の 12 ページ、端末上の 13 ページにお進みください。ここでは対応方針（案）に対応

する届出事項に関しまして、より具体的な内容を大きく4つに分けて記載してごさいます。

第1に、申請者の基本情報でございます。具体的には、氏名、名称、住所等を想定しております。

第2に、事業一般に関する事項でございます。具体的には、事業場等の所在地、事業計画概要、事業開始年月日の他、事業場等の見取図、土地の使用権の証明書類を想定しております。

第3に、保管に関する事項でございます。具体的には、保管に関して場所の面積、品目、量や高さの上限、場所の構造図を想定しております。

第4に、施設に関する事項でございます。具体的には、施設の種類、数量、設置場所、構造図を想定しております。

加えて、届出の時期については、新規、変更ともに、例えば30日以内としてはどうかと考えております。検討事項④については以上でございます。

続きまして、検討事項⑤その他必要な事項についてご説明いたします。13ページ、端末上の14ページにお進みください。この対応方針（案）といたしましては2点にまとめてございます。

第1に、前回検討会において、業態のフローを把握すべき等の指摘があったことを踏まえまして、有害使用済機器の取引の流れを把握する観点から、機器の保管又は処分について、帳簿の備え付けを求めていますどうかと考えております。

第2に、有害使用済機器の保管又は処分業の一部又は全部の廃止の際の届出を求めていますどうかと考えております。検討事項の⑤につきましては以上でございます。

加えて最後に、前回検討会においていただきました質問事項に対する回答をご説明いたします。14ページ、端末上の15ページにお進みください。まず収集運搬・保管・処分の切り分けについてのご質問がございました。

これにつきましては、廃掃法上の一般的な考え方として、青い枠線の中に記載しているものであります。ただ、今回の有害使用済機器に関しましては、今後、ガイドライン等において分かりやすく示していきたいと考えております。

続きまして15ページ、端末上の16ページにお進みください。このうち、第2の質問は先程説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

第3の質問として、油等の危険物を除いた機器が対象となるかといった質問もござい

した。

これにつきましては、有害物が全て除かれているか否かを外形上判断することは困難であることから、運用の実効性確保のため、有害物を除いた機器でも引き続き対象とすることを考えております。なお、これを含めた有害使用済機器の範囲につきましては、今後、ガイドライン等において分かりやすく定めてまいり所存です。資料2の説明につきましては以上でございます。

○寺園座長

どうもご説明ありがとうございました。少し長くなりましたけれど、ちょっと関連するものもありましたので、資料2につきましては全部ご説明いただいたんですけど、ただいまから質疑を始めますときは順番にやっていきたいと思っております。

まず初めに有害使用済機器で政省令に規定すべき事項として、資料の2ページ目からのところで、検討事項①有害使用済機器の指定についての関連のところでご質問、ご意見がある方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。では中西委員。

○中西委員

まず2ページですけれども、ここで一番、対応方針の下のところ、有害使用済機器と金属くず等の混合物について、全体を有害使用済機器として取り扱うという方向性が示されている訳ですけれども、このあたりは律法的に大丈夫なのかなと。

結局何が言いたいかといいますと、規制すべき対象のほぼほぼ99%はそれ以外のものであって、1%が含まれているから、その全体を規制の対象とするということが果たして可能なかどうなのかということが、まず1点申し上げたいというか、確認をさせていただきたいところです。

それと、あともう1点なんですけれども、ここで家電4品目、小電の28品目を入れるという方向性そのものは、資料1のほうの全体から見ても、ヤードの中に含まれているという実態があったと、そこ自体は私も異論はないんですけれども、ただ、ボリュームからすると、やはりここにはちょっと違和感がありまして、これだけに限定するというのはどうなのかなという具合に思っております。

やっぱり規制すべき対象が一体どの範囲なのかということ、ある程度ちょっとこの会議の中で明確にしておかないといけないのかなという具合に思っておりまして、うちの県の条例運用の実態から言いますと、うちの県の条例は、屋内保管であれば保管基準は適用しないということにしておりまして、こういったものが出てきますと、結局それを分けて

屋内に保管するという行動をとられます。

ですから、大きな山があつて、その中に一部、もしあるということであれば、それを取り除いてしまうという行動に多分事業者の方は出られるという具合に、私自身は思っているものですから、そこに今ご異論があるかもしれませんが、全体をもし規制しようとする時には、これだけに限定するというのはちょっと難しいのではないかなというのが私の実感なものですから、その辺で環境省あるいはこの事務局の取りまとめの観点でどうなのか、というあたりを確認させていただきたいと思います。以上です。

○寺園座長

ちょっと私が理解できていないんですけども、2ページのところでこれだけに限定と言われたのは、家電のほうだけですか。ではなくて。

○中西委員

資料の5ページでリサイクル関連機器というのが赤枠で囲ってあつて、その他の機器については、法の施行状況を踏まえて機動的に対応ということに仕分けがしてあるものですから、大枠としては、もうこの赤枠で囲ったところなんだろうというのがこの事務局の案だという具合に、私自身が受けとめてしまったものですから、もしそこで間違えたということであれば、そこはそういう具合に説明していただければと思うんですけども、そういうことでございます。

○寺園座長

ありがとうございます。ここは議論があるところだと思うのですが、その関連のご質問かご意見をいただいてからにしましょうか。その関連部分がもしある方がいらっしゃれば。では小口委員。

○小口委員

今のご意見は、私は家電4品目と小型家電28品目に限定することでもいいのかという趣旨だったと理解したんですけども、そうであれば私もちょっと関連するんですが、資料1のほうのご報告で、自治体アンケートの中で生活環境保全上の支障というのはどういうものだったのかというところで、例えば蛍光灯、バッテリー、あと、これは機器ではないですけど、廃油缶の散在が問題だというのが例として挙がっていて。

それを踏まえると、現場の、現場というか、自治体さんの実感としては、やっぱりこういう家電4品目、小型家電28品目だけではなくて、蛍光管ですとかバッテリーというものについても考えるべきではないかということではないかなというのを私は思いまして、

そういう意味では何の機器を指定するかという議論の中で、それらについてももうちょっと考える必要はないのかなというふうに私は思いました。

あと、それに一部関連するんですけども、スライドの2で、鉛や火災リスクに着目して機器を指定すると明確に書いていただいています、第1回でもコメントさせていただいたんですけども、この家電4品目、小型家電28品目は少なくとも指定するというのは、私も同意というか、特に反対するものではありませんけれども、仮にこれを指定して、これらを金属スクラップから除いたときに、それだけで果たして火災リスクが減るのかと、除いた後のものに、そこに保管基準ですとか処分基準がかからなくなった状態のものに、電池・バッテリーとか油とか、そういったものが入ったときに、それで果たして火災リスクをきちっと抑えられるのかということところは、前回は指摘したようにちょっと懸念するところでもありますので、そういう意味でも電池・バッテリーとか油というものについて、もう少し議論をしていったほうがいいのかなというふうに思いました。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。

○乗田専務理事

座長、よろしいでしょうか、今のちょっと補足、補足というか、追加質問なんですけれども。

○寺園座長

では乗田オブザーバー。

○乗田専務理事

今の中西委員、それから小口さんのご説明、いや、私はさっき1から2と全体を読ませていただいて、もちろんまず家電4品目と小型家電28品目はコアというか、それはもう当然のこととして、さっき5ページ目に指摘があった業務用エアコン、冷蔵庫、プリンタ、こういったのは現場での判断が容易でない機器を含むと。また、かつ今、小口さんからもご指摘があったように、前のほうでは発火のおそれがあるものを含むと。

つまり、私としては、有害使用済機器とどこまで言えるかどうかは判らないけれども、いわゆる生活上リスクがあるものというのは包括的に含まれているんだろうというふうに理解していたんですけど、それはちょっと理解が大き過ぎるということでしょうか。ちょっとその辺だけ、私は自分の頭の中を整理させていただければと思うのですけれども。

○寺園座長

もうちょっと待っていてくださいね、関連するものをちょっと全部出してからにしますが。小林委員。

○小林委員

今回も含めてですけれども、私も現場のほうを見させていただきまして、思いのほか、例えば給湯器であるとか、ちょっと時節柄今は少なかったですけど、石油ストーブのようなものというのも結構見られました。

こういったものは、厳密に言えば今の家電4品目や小電の28品目には入っておらないかと思えますけれども、現場を見ますと、破碎されたというか、分解された中身は、非常に基板や配線というのが目立ちました。非常に最近はこういった機器も非常に高性能化してきているということもあろうかと思いますが、ほとんど電子機器ではないかと思うほど、基板とかが中に組み込まれております。

ということになってきますと、例えば小電品目の台所用機器という電気製品に見ることが拡大解釈できるのか。あるいは家電として見ることが、家電法は機械器具となっていて、電子や電気という定義はなされていないんですけど、入ってくると見ることができるのかと、そういった整理もこれから進めていただけたらと思います。4品目プラス28品目に含むか、含まないかということは、今の段階で4品目プラス28品目をどこまで定義するかということだけでなく、拡大的な解釈もできるのかということも含めて、ちょっとご議論というか、ご検討のほうをいただければと思います。

それと、この資料の中で、1回目もそうだったんですけど、鉛については非常にクローズアップされて書かれておるんですけども、家電4品目の中でも、例えば液晶テレビにつきましては、バックライトの水銀であるとか、あるいは液晶ガラスの中のヒ素であるとかということも、対象として処理基準が決まっておろうかと思えます。

こういったものがぞんざいに破碎等をされますと、こういったものの流出も考えられるということになり、5ページにありましたこの基準の大きなすみ分けの中でも、業務用についてもそういった有害物質も出てくる可能性があるということでありましたら、鉛だけに限ったシグナルをこの検討会の中でも出してしまうと、逆にいろんな関係者の方に誤解を招かないかということもありますので、このあたりの整理の仕方もまたご検討いただければと思っております。

もう1つ、それと、先程部品といいますか、その中に含まれるものがどうなるのかということで、幾つか、バッテリーとかもありますけれども、ハードディスクもそうだと思います。

ますが、小電の中に外付けのハードディスクであれば、これは小電に入ると思います。

ただ、パソコンが分解された中にあるハードディスクがぞんざいになっていたとしても、これは入らないのかということ、そういうことでもないと思いますし、後ほど出てくる処分の基準ということになりますと、当然処分後のこういった部品というのは対象になってくるものと思いますので、そういった面の整理も含めて、全体に有効にこの規制が働くような形で整理をいただければと思います。

○寺園座長

ありがとうございます。先程乗田オブザーバーからおっしゃっていただいたところ、認識は私もほとんど同じなんですけれど、恐らくこの有害使用済機器でどこまでカバーするかということについては、法律以外のもので何も決めていないので、こういった検討会で議論している最中だと思います。

資料2の3ページ目のところにちょうど根拠条文を出されているので、ちょっと改めて私も含めて、これは確認させていただきたいんですが、読みますと「使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの」云々ということになりますので、考え方としてはこうであると。

ここで、当然ここには、火災の議論もたくさんしてきましたので、火災も入っていると、有害性の部分も入っている、もちろん健康に影響がある云々というところもそうなんですけれど、ただ、一つ一つ健康に本当に影響があるのかどうか、ではその基準をどうするのか、火災の原因は何だけを出して、どれだけにするのか、とかというところを細かく考えていくと、非常にそれだけでまた次の縦割りが生じ、あまりよくない業者さんにおいては、うちはこれはやっていないので、これはクリアしているんだ、でも、これは続けられるということがあり得るということで、そこはすごくバランスが求められると思うんですけれど。少なくともこの検討会の議論としては、有害使用済機器を、できるだけ今後の問題が起きないように、せっかく新しく規定しようというものですから、しっかりカバーできるようにしていこうということだと理解しております。

そのために先程紹介していただいたような3つの調査をやって、現状、事前相談はこういうふうになっていて、自治体の認識はこういうふうになっていて、現場ではこういうふうになっていると、非常に限られた調査ではあるんですけど、業務用と家電との間で

ヤップがあつて、実際には扱っていると言われているものと、中を覗いてみると違う、時々火災も起こっているということの認識があります。

ちょっと調査がそれで十分というふうには、必ずしも私も思わないんですけど、時間も限られておりますので、その調査結果プラス我々検討会メンバーのこれまでのいろんな経験とか知見とかを、うまく議論をかみ合わせることで、最初の政省令及びガイドラインにつながるものにしていきたいというのが、私、座長としての思いではあります。

という意見と質問があつた上で、事務局、環境省のほうからのお答えを求めてよろしいでしょうか。

○廃棄物規制課 課長補佐（上野補佐）

まず中西委員から最初にいただいた混合については、明確な割合はなかなか決められるものではないと思いますが、例えば非意図的に混合物の中に1個や2個、有害使用済機器が入っているのであれば、取り除いていただくべきと考えてございます。そして、取り除かれたものは金属スクラップだけ、いわゆる鉄だけになるので、有害使用済機器に当たらず、基準は適用されないということになると思います。

一方分けられないもの、このなお書き、※印に関しては、どうしても分けられない場合を想定しており、分けられないものはやはり有害使用済機器の保管基準なり処分基準を遵守していただきたいという趣旨で書いてございます。具体的にはガイドラインで詳しく示していきたいと考えてございます。

次に、機器の指定に関しては、条文で機器となっており、いわゆる部品等は、機器とは見なせないと思われるので対象にはならないと考えます。

液晶テレビや、液晶パネルについてはご指摘いただいたとおり、蛍光灯の中に水銀が入っていたり、ヒ素の問題も指摘されているところでございます。一方、大きくりとしては鉛の含有やバッテリーを含むことによって、火災の原因になる等を書かせていただいた次第です。

打ち出し的には、ヒ素、水銀の、その他の有害物質に関する懸念もあろうとは思いますが、考えていきたいと思えます。

○寺園座長

よろしいですかね。中西委員からありました混合物のところにつきましては、今環境省からお答えいただいたとおりだと思うんですが、やはりあれば山は対象になると、それは抜くのが基本であると。

であれば、基本的に全部が家電でなくても、家電が入っていれば、それは混合物も有害使用済機器として取り扱うということでない、これは1個ぐらいいいだろうということで、どんどん際限がなくなってしまうものですから、この有害使用済機器の指定のときに、なるべく自治体が規制しやすい制度にすべきという指摘を反映していただいていると思うんですけど、見たときにこれがあるからだめよ、ちゃんとこれは対象ですから、というふうに言いやすい、そういったことをこの混合物で担保していくということだと私は理解しております。

○中西委員

結局取り除くための基準だという具合に私自身は理解したんですけども、そういう割り切り方もあると思います。

ただ、実際にそれをもし、例えば改善命令をかける、あるいは罰則をかけるというようなことになったときに、その総体としてごく一部しか入っていないものに対して改善命令、あるいは罰則をかけられるのかというと、きっとそこは難しいんじゃないかなということがあったのでお尋ねした次第でして、ちょっとそこは今、答えにはなっていないんじゃないかなと思ったんですけども。

○上野補佐

改善命令等については、生活環境上、支障が生じているかどうか論点になると思います。例えば火災ですと、火災の原因となるバッテリーが混合されていれば、圧がかかるなどによって火災が起きる可能性も指摘されてますので、量や割合などの問題ではないと考えてございます。寺園委員にご指摘いただいたとおり、対象物が入っているものは適切に管理していただかないと生活環境上、懸念があると考えてございます。

先程お答えすることを忘れてましたが、対象物については、今回、仮に指定されなかったものについても、今後問題があるということでしたら、その都度検討し、機動的に対応していきたいと考えています。仮に今回の対象物以外のもので、生活環境上、支障が生じるのであれば、やはりそれはその都度法的に整備していかなければいけないと考えてございます。

○寺園座長

よろしいですか。

○中西委員

どうぞ。

○寺園座長

小林委員。

○小林委員

中西委員の補足になるかどうか判らないんですけども、法規によるそういった品目指定の中で、保管について、先程中西委員が言われた、混合物という、1つでも入っていれば対象かという話になると、私も極論は避けたいんですけども、例えば鉄スクラップとか非鉄スクラップ、雑品の含まないようなものを積まれている中に、誤って1個や2個入ってしまいましたよ、これは届出の対象ですかといったら、それは廃掃法の他の場合を見ても、そこまでは求めないと、今の法の運用でも、それは求めておらないと。

ただ、そういうものが入ってきたら退けなさいと、それでも言うことを聞かないようなら届出対象となってしまうよと、こういった指導を運用上はすることになろうかと思えますので、そのあたりの仕分けというの、逆に我々運用する側ももうちょっと具体的に考えていかなければならないのかなとは思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。中西委員、小林委員から、やはり指導の現場を経験されている方の貴重なご意見だったと思います。今の点はよろしいですか。では相澤室長、お願いします。

○制度企画室 室長（相澤室長）

少し補足をさせていただきたいと思います。いずれにせよ、一番のポイントは、実際にこの制度を運用するに当たって、ガイドラインというか、そういったものが非常に重要になってくるであろうということございまして、今、小林委員のおっしゃられたような混入するといった場合は、法律の対象上はスライドナンバーの3番のところに条文がありますけれども、そういう「有害使用済機器を保管又は処分を業として行おうとする者」が対象ですので、混入というのは厳密に言いますと、業として行おうとしないにもかかわらず、入ってしまったというケースであると理解しております。

ただし、混入ですと言いながら、意図的に混入と言ってごまかされてしまうというのはあってはならないことございまして、そうすると、具体的にはどれぐらい入っていたとか、どういうものを見つけた場合は、もうこの場合はさすがに業として行っていて混ぜているんじゃないかという、そういうある程度の目安みたいなものが必要になってくると思っております。

ですから、そういったところを、どの程度のものを対象としていくべきかというところが、現場上、非常に大事になってきますので、そういった意味では、ここにいる実際に事業を行っている方ですとか、あと、実際に廃棄物処理法の運用をやっていただいているような自治体の方々のご意見を踏まえまして、しっかり考えていきたいと思っておりますので、極端な話、1個でも入っていたらもうだめですと言ったように聞こえていたのであれば、そこはそういう意味ではなく、むしろ法の条文に即して機動的なものを作っていたかというふうに、この検討会ではご議論いただければというふうに思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。判りました。私のほうが随分、これはわざと入れているだろうというふうな、家電が大変多い業者さんですら、家電は入れていないというふうに言われる方がかなりいらっしゃるものですから、非常にその辺が気になって述べさせていただきました。どうもありがとうございます。島村委員、お願いいたします。

○島村委員

原則として4品目プラス28品目を対象とするということについて、前回も全く異論はなかったと思うんですが、4品目プラス28品目というのは、要するにリサイクル法の対象でありまして、今回の法律は廃掃法つまり生活環境の保全のための法律なので、4品目プラス28品目が入るということについて異論はないんですけれども、それが基本で、それプラスアルファがほんの少しということだと、それで良いのかなと思っております。

例えば鳥取県の条例の今の規制対象を確認しますと、それよりかなり広くて、金属やプラスチックくずなども入っている、農機具などやタイヤなども入っているということですね。

実際にヤードを拝見した限りでも、4品目プラス28品目以外のもののほうが、ボリュームが、我々が見たところでは多く、かつその中に油を使っているものや電池が入っているもの、鉛が入っているものというのはそれなりにあったと。そういうところがごっそり抜けるということだと、どうかな、という気がいたします。

だから、4品目プラス28品目が基本となるという考え方も、本当は怪しいんじゃないかと、4品目プラス28品目はリサイクルの論理で、今回は生活環境保全のための法律なので、鳥取県の条例のような組み立てのほうが、廃掃法には合うのではないかというふうに思います。

あともう1つ、先程上野補佐がおっしゃったことですが、有害使用済機器が規制対象な

ので、機器の一部を扱っている業者は入らない、そういうご説明だと理解しました。私もが見たところだと、バッテリーのみ、あるいはモーターのみをやっているということもあるようです。例えば4品目プラス 28品目のうちの機器そのものが来ているのではなくて、その一部が来ていると、あるいは極端な話、機器を2つに割っていると、割っていたら一部なので機器ではないということになると、ちょっと網のかけ方としてどうかな、という気がいたしました。

機器というふうには、確かに条文には書いてあるんです。あくまで機器であって、機器の一部は規制対象じゃないという整理だとすると、本来網をかけなくてはいけないんですが、もう漏れるものが結構出てくるかなという気がいたします。以上、2点です。

○寺園座長

ありがとうございます。今に関連して私からも一部補足したいんですけど、バッテリーの部分で、現地調査に何カ所か行きますと、無停電電源装置、UPSがありますとか、ああいうものも、あれはバックアップ電源として使っているものですから、例えば何か本体とは別に無停電電源装置があって、それだけを集めている人たちがいて、あれは普通に見れば機器だなというふうには解釈できました。森谷オブザーバー、ありますか。

○森谷専務理事

関連で、ちょっと私の理解が参考になればと思って発言いたしますが、もともと議論が、何ページでしたかね、専門委員会の報告書にあるように、雑品スクラップということでは始まった訳なんですけれども、ですから、問題となる場所というのは雑品スクラップのヤードです。

ではどういったものを雑品スクラップとして扱うべきかということ、つまり、ヤードに入ってくるもの、ヤードで何をすべきかということ、という話、それからヤードから出ていくもの、製品になったり、輸出されたりしますが、それぞれの場面をきちんと分けて、議論はしないといけないなと思われまます。

それで、では私はどう思うのかということをおし上げますと、まず有害使用済機器については、結構難解なこの根拠条文を読みますと、基本的な考えは、皆さん方がおっしゃっている家電4品目、小型家電 28品目、そして必要に応じてプラスアルファを加えるというのが、私の考えではあります。

そうすると、それはどれに近いかというと、5ページの赤枠で囲ってあるところの部分ですが、ただし、資料があちこちに大事な点が飛んでおりまして、例えば金属くずとの混

合物についてはどうかというのは、この絵の中には描かれていないので、書き込むべきだと思います。

それから、5ページの米印のところ、上記の家庭用機器との差異について現場での判断が容易ではない機器を含むというのは、上記というのはどれでしょうか。4品目と28品目であれば、きちんとそれは書いていただきたいと思います。そういった細かなことが少しずつ理解をさらに進めることに、私はなると思います。

なお、私の根っこにある考え方は、有害使用済機器の保管・処分をする者に対して届出を設けるという制度ですので、きちんとその事業者が、自分がそれに当たるかどうか、あるいは行政がその者に当たるかどうか、判断できないといけないと思います。

それから後のほうで言うべきかもしれませんが、保管・処分の基準については、当初ご質問したあの生活環境上の問題は十全には調査されていないという、私は認識を持ちましたけれども、保管ヤードにおける処分の基準は、有害使用済機器の基準と言えなくもないけど、よくよく考えてみると、問題の原点からすると、雑品スクラップヤードにおける基準理解して、議論を進めるべきと考えている次第です。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。前回も議論したかと思いますが、雑品スクラップというそのものが、定義がないものですから、多分人によっていろいろまちまちで、私は家電系と工業系があると、あと、その混合系もあるというふうなことを申し上げて、それでも中にはいろんなものがある訳ですね。今回はその中で、より規制をかけるべき有害使用済機器というのを指定していこうということだと考えております。

そろそろ時間もあれなので、次に進みたいんですが、その5ページ目のところで、支持いただく意見がある中で、これで十分ではないかなというふうな意見もあって、両方、まだもう少し事務局でもんでいただく必要があると思うんです。

私もこの5ページは、基本はいいと思うんですが、やはり先程までの調査結果等を踏まえたと、フロンの関係は、エアコン、冷蔵庫は家庭系、業務用、両方が入っているのでまだいいんですけれど、油関係ですね。農機具で適切かどうかは判りませんが、あとはコンプレッサー等もさまざまな産業機械からのコンプレッサーが入っていて、それを分解しているところで、油で汚染されている現場があるというふうなところもありました。

ですから、今回家庭系が結果的に主対象というふうになったとしても、やはり生活環境保全上の支障となるものが、まだ油のようなものが残るといふ形であれば、あまりそれは

望ましくないので、仮にこの赤枠の中が結果としてなったとしても、それは今後追加指定を含めて、機動的に対応できるような形をとっていただきたいというのが私の希望であります。ではオブザーバーの福田様、お願いします。

○福田代表

5 ページにある 4 品目プラス 28 品目に、今回湯沸かし器などの記載もあって、そういったものが入ったことは非常に、我々非鉄全連としてはいいことだというふうに思っています。この湯沸かし器が入ったのは、恐らく現地調査だとかで一定の取扱い量が確認されて、有害性もあるんだということで入ったのだと思いますけれども、そういった観点から、我々としては配電盤を、追加を検討していただきたいというところです。

これは業界誌などでも、配電盤ということで、もうマーケットができて形成されていて、そういうカテゴリーがあるということでありまして、かつ基板だとか、そういう鉛などの有害性の高い部品が多く使われているものもあるということですね。

加えて、工業用雑品の中にも配電盤だとか、そういったものは非常に製品が多いですから、ここは規制をする意味があるんだろうというふうに思っています。

実は今回の法改正において、雑品取扱い業者の間では、今の時点で法の抜け道の議論がされておりまして、そういったことを仄聞してしまして、有害使用済機器のこれについては、いわゆる先程寺園先生がおっしゃったようなところ、雑品業者で家電雑品、これは取扱いを現状でしていないので、もう届出をしないんだと、届出をしないので工業用雑品だけを扱っていけばいいんだというよう議論が、既に抜け道として検討されていて、捕捉をされないためにも届出を逆にしないんだというような、そういうちょっと驚くような選択肢も言っているんだということなんですね。

こういったことを防ぐということもあって、品目を一個一個追加していくのが必ずしもいいとは思わないんですけれども、ただ、先程言った配電盤等はマーケットもありますし、かなり大きく有害性も含めて網羅することができると思うので、追加していただけるように検討していただければというところです。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。配電盤が入ると、かなり大きい影響があるかなと思いますが、多分今事務局のお答えは難しいかと思しますので、また持って帰って検討いただければと思います。

ちょっとこの段階であれですけれども、この指定についてはよろしいでしょうか。後ほ

どまた関連して保管基準、処分基準のところでもありますが、他にそちらのほうでも関連するものとして、火災の関係で消防庁さんからとか、あるいは対象の指定全体にわたって経産省さんとか、何かご意見があれば、今か、あるいは後ほど保管基準、処分基準のところの関係でも、ご意見をいただければと思います。

特に火災については、火災の原因が今まで明確に判るケースというのが少なく、一部バッテリー関係で判ることは多いんですけど、それ以外ですとなかなか、金属の衝撃発火とか、あと、油があれば燃えるとかというところだけで、ずっととまっているものから、原因がはっきりしていて、それを除けばオーケーということであれば、我々もやりやすいんですけど、そういうのが判らない段階でこういった議論をしているということ、ご専門のほうからのご知見等をいただければありがたいなと思います。

今のこの指定の段階はよろしいでしょうか。

では保管基準、処分基準のほうに移りたいと思います。検討事項②の6ページ目以降のところ、保管及び処分の基準についてご質問、ご意見がありましたら、お願いいたします。小口委員。

○小口委員

ちょっと改めて確認させていただきたいんですけども、保管基準の案の、保管時の火災発生防止等の②のところにある、火災の原因となり得る油、電池・バッテリー、ガスボンベ等の扱いについては、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別した上で保管することと書いてある点ですとか、処分基準の案のほうの2番目の、処分時の有害物質飛散防止及び火災発生防止等の中に、蛍光灯も入っていますけれども、同じようなことが書かれているんですけども。

これは有害使用済機器に指定された、例えば家電4品目と小型家電28品目とプラスアルファであるかもしれませんが、それで指定されたものに含まれている油とか電池・バッテリーとかガスボンベについては、そのもとの機器と分けて分別、保管しないといけないう、そういう意味だと私は理解しているんですけども、それでよろしいでしょうか。

○上野補佐

はい、その想定で書いております。

○小口委員

判りました。そうすると、そうではなくて、電池・バッテリーですとか、先程島村委員

からご指摘のあったモーターだとか、そういったものが入っていた場合は、それは対象にならないということだと思いますので、ちょっと今回は機器ということで、バッテリー単独ですとかモーターとかはなかなか難しいということは、私も理解はしたつもりなんですけれども。

例えば携帯電話とかパソコンのバッテリーが、明らかにそのバッテリーだと分かるものが入っていたときに、それはその機器の一部であることは明確ですので、モーターもそうですけれども、そういったものは拡大的な解釈になるかもしれませんが、機器の一部ということで、機器としてこういう基準、基準というか指定の、指定の話にもなってしまいますが、指定のほうにも含めることができるというようなことはないのかなと。

その辺をちょっとやらないと、若干片手落ちとか、さっきの島村委員からもあったように、ちょっと抜け道的なことにもなりかねないかなと思いますので、そういったことができなかなというふうには思ったんですけれども、それはいかがという質問です。

○寺園座長

私もその小口委員の質問で、ちょっとよくまだ理解できていないんですが、これは仮にバッテリーとか油とか、あと、ガスボンベも書いてありますけれど、ガスボンベとかは今までに議論が上がってなくて、入っていたら本当は問題だと思うんですが、それは有害使用済機器の対象とはなっていない。

ただ、指定はされていなくても、この保管基準のときにそれがあつたら、それを分別してくださいねというふうに言う言い方というのは、油にしても電池類にしても、これはどこから出てきたかは判らないけど、これがあるのはよくないよねと、これを分別してくださいと言うのは、ある意味おもしろいやり方というか、有効なやり方なのかもしれないんですけれど、それはそれでいいという、指定とは無関係にこうだと、この基準の案の内容が出てきているということで理解してよろしいですか。今はそういうお答えでしたか。ではない。

○小口委員

いや、私も同じような趣旨での発言なんですけど、先程のご回答からすると、それは多分できないというふうに私は理解したのですけれども、ちょっと今の寺園座長からの質問に改めて答える形で、もう一度お答えいただければと思います。

○上野補佐

ご指摘の点に関しましては、検討させていただきたいと思います。

○寺園座長

これは、この黄色の部分が案として出されたのは、私もこれは廃棄物処理法というよりは火災防止の観点のほうで、消防法か火災予防条例か、その辺から参照されたのかなとは思いますが、こういう書き方は消防庁さんのほうでよく使われることがあると見てよろしいですかね。ちょっと急にお聞きしてすみませんが。

○消防庁 危険物保安室 課長補佐（竹本課長補佐）

消防庁危険物保安室の竹本と申します。火災予防条例において、②番と③番のように分別して保管をするということにつきましては、集積単位と離隔距離といった基準と類似したものであり、延焼防止や容易な消防活動を可能とするという観点から、火災予防上の対策として効果的な方法と考えております。

また、①番の再生資源燃料の保管基準と同様概ね5メートル以下とするという基準を準用していただく提案をしていただいているんですけれども、この火災予防条例（例）における基準は、再生資源燃料であるRDFとかRPFという固形化燃料が水分などを含んで発熱、発火し、火災に至った事例を踏まえて、火災予防条例（例）に盛り込まれたものです。

この5メートルというところも、集積高さを制限することによって、蓄熱・発熱、発火を抑制し、万が一、火災が発生した場合においても、消防活動が容易に行える集積量になるように高さを制限する趣旨のものであり、過去の検討における提言を踏まえて火災予防条例（例）に盛り込まれたという経緯がございます。このように、保管高さを制限し、分別をしていくということは、火災予防上の観点からも有効な、まず対策ではあると考えております。

○寺園座長

ありがとうございます。この①のところは火災予防条例（例）のほうからきているのは私も存じ上げていたんですけど、この②のほうは引用元というか、参照元というのはありますでしょうか。なければいけないという訳ではないと思うので、これは今回独自のやり方ということでも、私はよいかなどは思うんですけれど。

○竹本課長補佐

補足でございますけれども、②の分別することについては、火災予防条例では、集積単位や離隔距離といった基準が類似のものと考えられます。集積単位とは、対象となる物品を1カ所に集めて、その集積する範囲を、一定の面積以下ごとに区切っておくことや、集

積した間に一定の離隔距離を確保することといった基準が火災予防条例の中に規定されており、提案されている分別保管して一定の場所に集め、他のものと分けて一定の距離をとる等の対策は火災予防上も効果があると考えています。

○寺園座長

ありがとうございます。②についてはまた持ち帰っていただくということで、あと、今のご紹介いただいた集積単位の大きさと、あと、離隔距離については、この①の集積高さと同分同等ぐらいで、火災予防条例で設けられていると思いますので、ここで案では5メートル以下というのがありますけれど、そういった集積単位の大きさ、何平米ごとに山を作って、あと、離隔距離をどれぐらい置くとか、そういうこともちょっと時間がなくて恐縮なんですけれど、できましたらご検討いただければありがたいなと、また消防庁さんともご相談させていただければというふうに思っております。

では保管基準全体に戻りまして、保管基準、処分基準につきましてご質問、ご意見がある方。森谷オブザーバー、お願いします。

○森谷専務理事

ありがとうございます。この有害使用済機器の保管及び処分の基準と有害使用済機器の定義というのが、ある種密接なところがあると私は思っております、ここで私が質問したいのは、この保管及び処分基準が適用される有害使用済機器は、見てすぐ判るというものもあれば、そのものの一部も規制の対象になる、さらには複数の機器を粉砕して一緒になったものも規制対象になると、こういう理解でよろしいのでしょうか。質問です。

○寺園座長

事務局からお願いします。

○上野補佐

ご指摘の通りです。どういったものが規制対象になるかは、ガイドライン等で示していきたいと考えてございます。

○寺園座長

ありがとうございます。ちょっと余談ではありますが、中国のほうの輸入規制でも使用済の製品とか部品はだめだというのがありまして、それをクリアするために破砕をしてから輸出するというような事例も過去に聞いたことがございますので、そういったことは我々の中でも、安易に認めるようなことがあってはいけないというふうには思っております。小島委員、お願いします。

○小島委員

見学したところの中に消火器を置いてあるところがあったかと思うんですけども、その辺の消火器を置くというようなところも保管基準に入れてもいいのかなというふうに思います。発火性のあるようなものを保管しているところにもきちんと消火器を置くといったところも、基準に入れていただいてもいいのではと思っています。

○上野補佐

消火器等の設置義務等に関しては、その他の環境保全上、必要な措置というのを設けることになると思います。現状、廃棄物処理法でも同様の規定で見ているので、現場を見て判断していくことにはなろうかと思っています。

○寺園座長

いいですか。では福田オブザーバー、お願いします。

○福田代表

8 ページ目の保管基準のところ、飛散・流出・地下浸透防止等というところと、あと、その下の部分なんですけれども、雑品の保管については私どもの金属リサイクル業界でも、過去に火災だとか汚染水の漏出だとか飛散だとか、そういう問題というのはあったかと思うんですけども、一方、物の崩落だとか、そういったものについてはあまり現場で聞くことがなかったんじゃないかなというふうに思っております。物の性質上、通常の産業廃棄物に比べれば、安定性があるんじゃないかと思われるということです。

今回ご提示いただいたような高さ制限5メートルなどがあれば、プラスその囲いがあれば、火災防止並びに飛散防止という点では、かなりの効果があるだろうというふうに思います。

したがって、高さ制限は非常に必要で、かつ重要だと考えておりますけれども、一方で、この8 ページの中ほどにあるような、廃掃法では勾配の基準というものがあります。一方、高さの絶対値の制限自体はなかったんじゃないかなというふうに思います。今回の有害使用済機器においては、高さの制限をすることで、ある一定の効果があるというか、それで十分じゃないのかなというふうなふうに思います。

仮にこれで2分の1勾配等の基準を設けた場合には、保管の面積がかなり広がってまいりますので、都市部なんかでは保管容量不足だとか、あるいはそれを補完しようとして、保管基準違反が常態化してしまうというような懸念もあるんじゃないかというふうに思われますので、この点、高さ制限をしっかりとかけるということで、例えば囲いをやるという

ことで、しっかり対策をしながら保管容量をとるといようなことができるんじゃないかなというふうに、今は考えております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。今の福田オブザーバーのご意見は判りました。一方で、資料の1にちょっと戻っていただきまして、28 ページ、これは関西地方の湾岸型ヤードの例として出されています。これの右上の写真は雑品スクラップの集積場所で、これは多分高さは5メートルよりちょっと超えているぐらい、6～7メートルかなと思うんですが、かなり横に広いと。

多分これと同規模ぐらいの大きさのスクラップが火災を何回か起こしたことがあります、かなりその消火が大変だったと。この場合はまだ全体が、消防車が入れて、直接放水が当てられるからまだいいんですけど、周りが三方ぐらい全く寄れないところであって、かつ横に広く、高さも5メートル以上あるという、この大規模に積まれているところで、消火に大分苦労されたところを私は存じ上げているものですから、高さプラス集積単位と離隔距離というところが念頭にありましたので、ちょっと私の補足とさせていただきます。

またこの辺は、細かいところは、環境省さんと消防庁さんと詰めていただくのが望ましいかなというふうに思っております。ありがとうございます。では島村委員。

○島村委員

この有害使用済機器の定義を、4品目プラス 28 品目プラスアルファということにした場合に、どういうことが予想されるかということに関してです。有害使用済機器に係る保管及び処分の基準を定めることになる訳ですね、条文では17条の2第2項ですが。

そうすると、家電製品4品目プラス 28 品目プラスアルファを分別して保管する場所では高さ制限もかかると、床もコンクリートじゃないといけない。しかし、その他の物のほうが、我々が見たヤードでは多い訳ですね。その他の物が置かれている場所では10メートル積んでも、20メートル積んでもいいということになりかねない。

実際のヤードで扱われている物のうち、質量的に少数のものだけ規制対象にして、つかまえやすいのでつかまえるということにすると、ミックスメタルを扱う大部分のヤードは、油が入っていようが、電池が入っていようが、業務系の、工場系のものについては、全く規制がかからないということになるということかと思えます。

前回は4品目プラス 28 品目が基本だということで話がまとまったので、今ごろ言う

な、ということかもしれないのですが、ヤードを幾つか見させていただいて、そうなってしまっているのかなと思いました。

湾岸のヤードでも、家電とか、あと、小電系のものはこれまでも受け入れていないし、これからも受け入れないとおっしゃっているところがあり、そのような場所は、結局今回のヤード規制の届出対象にもうならないということにもなりそうです。それでいいのかな。

以上は規制対象の範囲についてですけれども、次は保管基準の中身についてです。気になりましたのは電池とかの分別のところ、資料2のスライド番号8のところ、電池・バッテリー、ガスボンベ等の取扱いについて、技術的かつ経済的に可能な範囲で分別した上で保管すると。

ガスボンベが入るのかな、車載バッテリーが入るのかな。先程の4品目プラス28品目プラス幾つかということだとすると、規制対象に入らない可能性もあるかなというふうに思ったのですが、それとは別に、「経済的に可能な範囲で」という文言は、要るのかなということです。

これは何か言葉尻を捕らえているようにも聞こえるかもしれませんが、技術的に可能だけど、経済的に不可能だということがあっていいのかということなんですね。つまり、電池・バッテリーは火災の原因になりますので、ガスボンベもそうですが、これはかつて「調和条項」と言われたようなものと同じで、コストが合わない、あるいは電池をわざわざとっているのは大変なので、人件費に合わないのでやりませんということになりかねません。「技術的な可能な範囲で」にしておいていただいたほうがいいのかなという気がいたしました。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。事務局からよろしいですか。

○上野補佐

最初のご指摘については、保管基準のところの議論になっている②の部分と同様と思われますので、検討させていただきたいと思います。

「経済的に」の部分についても検討します。

○寺園座長

ちょっと確認する必要があるんですが、恐らくこの種の書き方は、日本ではなくてヨーロッパのほうのWEEEですとか、そのあたりでも、電池類とかを取り除きなさいという

ときに、「技術的に」だけじゃなくて「経済的に」も入っていたような気がするんですが、そこは確認する必要があります。

これを緩く解釈されないような注釈が、このままですと必要だと思いますし、割とこのフレーズで使われることがあるかと思いますので、その辺は、今回のこの政省令の中でどういう書き方にすべきか、というのは、事務局と我々のほうでまた引き続き検討したいなというふうに思っております。では中西委員。

○中西委員

ありがとうございます。9ページの処分施設の生活環境保全措置というところがありまして、この基準を適合すれば、処分施設として、この法律上は是認されるということかと理解しましたけれども、そういうことであれば、廃掃法の許可施設と届出上の施設というカテゴリーが出てきて、非常にそこが現場で苦勞することになりはしないかということ、ちょっと私自身は懸念する訳です。

といいますのが、これはどこまでかはよく判りませんが、例えば廃プラスチックの5トン以上のものというのは、処理施設として許可が要ることになっております。そこまでの処理量をもってやる事業者がいるかどうかは判りませんが、もし仮にいたとしたときに、廃掃法の網をくぐって、結局こちらのほうの届出上の施設として脱法的にやられる可能性はないのかという点を、ちょっと懸念をしております、その点、何かお考えがあれば、お聞きしておきたいという具合に思っております。以上です。

○寺園座長

多分プラスチックは今、プラスチック5トンを集めて処分されようというところで、こちらの有害使用済機器の届出施設にする可能性があるということですか。

○中西委員

プラスチックオンリーというのはもちろんないとは思いますが、この条例の有害使用済機器には該当しないんですが、ただ、機器として、その筐体の外側部分は大概プラスチックでできていると思っておりますので、それを手で選別して分解して、それを例えばペレットにするみたいなのが仮にあるとしたときに、そのところはもう完全に届出だけでオーケーということになる訳ですが、そういう可能性はない訳ですかね。

○上野補佐

ご質問は、廃棄物処理施設で、有害使用済機器を処分する場合ということでしょうか。

○中西委員

見た目は結局、廃プラスチックを処理するための施設ということに関しては、廃棄物処理法上の許可を取った施設も、この届出上の施設も、外見上は変わらないという訳ですが、ただ、それが両方、この施設上のものと、あと、この許可上のものが出てくるので。

許可を取る場合には、生活環境影響調査とか、そういったかなり厳格な手続が必要になってくるので、結構大変だと思うんです、あの事業者からすると。そこが抜け穴的に結局、例えば廃プラだのの処理施設として、こちらの有害使用済機器の施設として出てくることはないのかなということなんですけれども。

○上野補佐

対象物が廃棄物か、それとも有害使用済機器かによると思いますが、有害使用済機器は廃棄物以外のものと定義されているので、まず廃棄物該当性でご判断いただくということころになろうかと思います。

また、有害使用済機器を処分する場合は、こういうような措置を講じてくださいということですので、施設を認めるための基準という訳ではなく、こういうふうな措置や設備を用いる等で破碎に適さないものを取り除く、粉じんの対策をする等の措置していただきたいという条文です。

○中西委員

ちょっとそこが、私の言い方がまずかった点だと思うんですけれども、認める、認めないというよりも、一方では生活環境影響調査が施設の中で、許可では要る訳ですが、こちらのほうでは幾らそのボリュームが大きかろうが要らないという点で、そこで、それでよろしいんですねということです。

○相澤室長

繰り返しになりますが、今回の有害使用済機器ということで、廃棄物ではないものを対象に届出や処理基準遵守といったものを課していくという制度設計にしております。このため、廃棄物ではなく、有害使用済機器ですと言っているものを扱う場合には届出が必要になりますが、ご指摘のケースは廃棄物を扱っていらっしゃるケースなので、当然廃掃法の許可が必要になります。施設・業の許可が必要になるものだと思っております。

問題となるのは、廃棄物を有害使用済機器と偽装して処理してしまうようなことがないかということが、一番の懸念される点だと思いますけれども、今回のこの法律、その制度自体がそちらの方向に行くことはあまりないかなと思っております。その際、もちろん気

を付けなくてはいけないという点があります。

というのは、まず1つは、そもそもそういうことをする事業者であれば、現在でも、むしろ廃棄物ではありませんと、これは有価な廃棄物ではないものを扱っているんですと言って処理をしているであろうと思われます。むしろ今回の使用済機器は、そう言って扱っていらっしゃる機器の中に、ひょっとすると廃棄物があるかもしれないんじゃないかという話も、背景にあるようなところだと思っております。

2点目は、こういう方々は、使用済機器を扱う方は届出をしてくださいということをしております。ですから、自治体の側からすると、その届出の相談があったときに、ちょっと待ってください、これはひょっとして廃棄物ではありませんかということで、もし廃棄物であれば、廃棄物処理法の手続をとってくださいという指導ができることの機会を与えるものではないかと思っております。

実際のところ、この雑品スクラップを扱っていらっしゃる事業者の情報というのは、よく判らないところがあるというのは前回も申し上げましたが、結果的に、ひょっとすると、現在、廃棄物ではないとして扱っていらっしゃる事業者の中でも、事業者によっては、やっぱり廃棄物処理法の許可を取ってやっていただく必要があります、というような指導を受ける方も出る可能性もあるかもしれないと思っております。

そういった意味も含めまして、今回の制度が、適正処理の推進に関して、マイナスに働くことはないかなと思っております。むしろプラスに働いて、明らかに廃棄物であれば、廃棄物処理法の許可を取っていただくように指導していただくということが、あるべき姿だと思っておりますし、実際に運用いただく自治体の方々にも、そういったところは運用の留意点としてちゃんとお知らせをして、届出の内容をご確認をしていただくということをしていただかないといけないかなと思っております。

○寺園座長

ありがとうございました。よろしいですか。それでは保管基準、処分基準のところはよろしいでしょうか。

では時間が押しておりますので、その後のほう、検討事項③届出除外対象者。一つ一つ行きますか。③、④、⑤をまとめてでも結構だと思います、届出事項・書類、それから5番のその他も含めまして、まとめてご質問、ご意見があればお願いします。乗田オブザーバー。

○乗田専務理事

ページで言いますと 12 ページ、13 ページ、届出事項（案）とその他必要事項のところなんです、私は、せっかくここまできちっと法律を作ろうとしている訳で、やっぱり実効性をいかにして担保するかということが一番大事なんだろうと思っています。それで、先程フローについてもいろいろ検討の結果、こういった案を考えていただいたということで、私は、実効性は随分上がるんだだろうと思っています。

ただ、この届出事項は、新規は事業開始前 30 日と、あと、大きな変更をやっても 30 日というご指摘があったんですが、やはり僕は、これはトレースしていく必要があるんじゃないかなというふうに思っております。例えば 2019 年の 1 月 1 日から新規に事業を始めようという方がいて、これは取るんだけど、1 年か 2 年か、それは、私は議論していただければいいと思うんですが、やはりチェックをしていく必要があろうというふうに思っております。

といいますのは、私どもの会でも議論いたしましたけど、今規制の網を逃れている方、やはり納税ということに関して、ほとんど把握ができないんじゃないかなというふうに思っております。ですから、そういった許可を取った業者さんがきちっと毎年、消費税で取られるのか、どこで取られるのかは判りませんが、税等で財務省も含めて、きちっとその業は法令に基づいて担保されているんだと、きちっと処分をされているんだということがきれいにトレースするような形をとれる仕組みづくりを、ご検討をお願いできないかというふうに思っております。以上です。

○寺園座長

ありがとうございます。事務局から回答はありますか。

○上野補佐

トレースになるか判らないですが、おそらく自治体さんが立入検査等で、どのような事業計画をしているかを確認することになるかと思えます。ご指摘いただいたことを全て対応となるか判りませんが、そのように考えてございます。

○寺園座長

私からちょっと補足しますが、今回雑品スクラップの取扱い業者さんには、その中でどんな問題があったり、火災が起こったりした場合でも、基本的に行政は、立入権限等は何もない状態で、火災が起こった後ですら、何をどういうふうに扱っていたのかを聞けずに、結局同じ状態が放置され、繰り返されているという問題がありました。

今回、有害使用済機器の指定と保管基準、処分基準、報告徴収、立入検査、届出義務等

を設けていただいたことで、こういった取扱いをされているかの中身を把握できるようになったと、これは極めて大きいと思っています。

そのときに、もちろん帳簿を作成して、そのフローが判る状態にするということは、これは私も必要なことだとは思っているんですけど、そのときにそれがどれぐらいの頻度で、割合でとか、そのチェックもどれぐらい厳しくする必要があるのかとか、なかなかちょっとこれは、行政の過重な介入といったらあれですけども、行政権の行使というのも無制限には大きくできないというふうなところもあるので、これはその辺のバランスを考えて、ちょっとテクニカルな議論は事務局のほうで引き続きお願いしたいなというふうに思っております。

○乗田専務理事

よろしく申し上げます。

○寺園座長

小林委員、お願いします。

○小林委員

10 ページの届出除外対象者についてのところの対応方針でございますけれども、確認なんです、この①は保管量が少ないことと、この実態の保管量ではなくて、先程処理の基準でご議論した高さから推測される保管可能量というか、最大の保管量でこれを考えておられるということによろしいんですか。

一つ一つどれだけ保管しているから対象になるという訳ではなくて、ヤード自身が保管可能となる量ぐらいで、対象か、対象でないかということでない、現場は一つ一つ確認しながら、という訳にはいかないと思いますので、ここはそういう意味ではないかなと思いましたので、1点目がそれです。

それと②です。これは適正な保管を行うことができる者ということで、許可業者やリサイクル法の認定業者ということになっておりますが、許可業者でも、車1台で収集・運搬を行える者も許可業者になってしまいますので、ここはそういう意味でもないのかなと、そういった許可を受けた施設内で有害使用済機器の保管を行う者という趣旨で理解してよろしいのかなと、それで今後はそういった形になっていくのかどうかと、そのあたりをちょっと確認させていただきたいと思います。

○リサイクル推進室 室長補佐（加地室長補佐）

①の保管量が一定量を超えないというところの規模感というところで、私のほうからご

説明させていただきます。現状、携帯ショップ等において、使用済の携帯電話がCSR活動の一環として、小規模ながら集められているところです。そういった収集や回収に関しては、環境に影響を及ぼすおそれはないと考えているところです。これを踏まえ、考えている規模感としては、例えば、携帯ショップ等で使用済の携帯電話を1店舗で回収している程度の量を考えています。詳しい数値等については検討しているところです。

○小林委員

ということは、屋外のヤード業者は全て入るという趣旨になる訳ですね、今の話であれば。

○加地室長補佐

屋外、屋内、おおよそ入るものと考えます。

○上野補佐

2つ目のほうの既存許可等に関しましても、全て適用除外の対象になるかは、これから検討していかなければいけないと考えてございます。例えばいわゆる電子電気機器相当の許可に限定という考え方もありましようし、廃棄物の許可申請のときに申請書に書いていただいた事業場以外のところで事業を行っている場合にどうするのかという議論もあると思いますので、今後検討していきたいと考えてございます。

○寺園座長

よろしいですか。では森谷オブザーバー。

○森谷専務理事

ありがとうございます。1点目は今、小林委員からお話のあったことなのですが、廃棄物処理法の許可を得ている者については、適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者とするという扱いですけれども、今回は報告書案というものを議論されることでしょうか、ぜひ今検討されている内容については、文言として示していただきたいと思います。私の懸念というか、厳密に考えると、まさに小林委員がおっしゃっていたとおりのことが想定されるからであります。

それから2つ目は、最後までカバーしてよろしいかと思いましたが、12ページでしょうか、届出事項のところ。役員の届出は必要ないとされる案と理解しましたが、そういう案でしょうか。

というのは、この有害使用済機器の規制で、もし法違反をして罰則が適用された場合に、仮にその者が廃棄物処理法の業許可を持っている場合には、取り消し処分になると理

解を私はしています。役員が届け出されていなくても、それはできることと私は思いますけれども、そういうようなことも頭にあるものですから、今回は特に役員の届出はしなくても良いと整理されたかどうかを教えてください。以上です。

○上野補佐

1点目に関しては、次回もう少し具体的なもので書きたいとは思っております。

2点目に関しても、今回は届出ですので、役員の名称等を記載してもらおうということまでは必要ないという案でございます。

○寺園座長

では小島委員。

○小島委員

届出事項のところなんですけれども、保管に関する届出事項が中心になっているような気がしまして、処分にかかわるところをもうちょっと何か足してもいいのではないかとこのうふうに考えたんですが、それは必要ないということでしょうか。施設に関する事項がありますけれども、処分の内容とかその辺にかかわるところを、もうちょっと詳しく何か書いたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょう。

○上野補佐

処分の内容等に関しましては、事業計画の概要欄の事業計画内容のところ、保管や処分に関することを書いていただくことを想定しておりました。

○寺園座長

よろしいですか。

○小島委員

はい。

○寺園座長

それではこの検討事項③、④、⑤につきましてはよろしいでしょうか。では小林委員。

○小林委員

今処分のお話が出たんですけれども、廃棄物の処理になりますと、処分後も廃棄物として保管されるものについては、保管の基準がかかってくるということなんですけれども、この場合についても同じような考えというんですかね、ぞんざいに破碎されてしまったものはそのまま廃棄物としか、なり得ないものというのがあると思いますので、処分に関する保管の基準というのが必要になってくる場合があるかと思います。そのあたりについ

でも、ちょっと今すぐというのではなくて、またお示しいただけたらと思っております。

それと、最初に申してしまいましたけれども、家電の4品目については、ぞんざいにそういう処分をしてしまうと、そもそも廃棄物の該当性ありだという、あの3・19通知がございますので、それから考えますと、その4品目についてはきちんとこの処分の基準との関係というのももう一度整理して、書く必要がある場合は、ここにも書いていただければと思っております。

○寺園座長

お願いします。

○上野補佐

まず最初の有害使用済機器の保管・処分によって出てきてしまった廃棄物については廃掃法の保管基準がかかると思います。

あと、2点目の3・19通知に関しましても、整理は必要かと思いますが、基本的には有害使用済機器は廃棄物以外ということになりますので、まず廃棄物の該当性を整理した後には有害使用済機器の規制という順番になろうかと思えます。

いずれにしろ、何らかの整理が必要になってくると思えますので、今後の検討ということでご理解いただければと思っております。

○寺園座長

ありがとうございます。では小林委員。

○小林委員

いや、今ちょっと私は言い間違ったというか、廃棄物と言ってしまいましたけれども、分解あるいは破砕されたものの中にも当然、もともと今回の有害使用済機器の対象となるということで、そういった有害物質が含まれているものが破砕されたものに含まれていると思えますので、これを有価物だと強弁されてでも、それは対象になるんですねと、むしろそういった趣旨でのご質問をしたかった訳でございます。

○上野補佐

処分後、どこまでが有害使用済機器かどうかという議論かと思えますので、それも含めまして、ガイドラインのほうで整理させていただきたいと考えています。

○寺園座長

福田オブザーバー。

○福田代表

若干今のところに重なるかもしれないんですけども、この有害使用済機器だけを、処分をしますと、有価物としてこれを買ってきて処分をする場合に、それは今の考えで言うと、これは総合判断説もあるんですけども、有価物なので有害使用済機器の処分の届出なりをして、それが受理されれば処理ができるというようなものになるのでしょうか。

また、逆に、これは逆有償だというふうに市況とともに変われば、そこで完全に廃棄物だというような捉え方になるのでしょうか。

○上野補佐

廃棄物該当性の判断も関わってくるので、まずは総合判断説に基づいて判断いただくということになると思います。自治体さんのご負担が多分大きくなると思いますが、なるべく判りやすく説明できるようにしていきたいと考えてございます。

○寺園座長

今の点はなかなかややこしく悩ましい点かなと思います。こう言うのもよくないんですけども、私は個人的には「廃棄物を除く」ではなくて、「廃棄物にかかわらず」有害使用済機器ができればいいなどは思っていたんですけども、除くとなりましたので、先程の福田オブザーバーのお話ですと、逆有償になった場合は、それはもう廃棄物として扱われるということになると思います。そうでない場合は、あくまで有害使用済機器のほうにこの基準等がかかってくるということと理解しております。よろしいですか。

それではそろそろ時間になってまいりましたので、ちょっと長かったのですが、この検討事項①、②、③、④、⑤をまとめて、何か言い損ねた点がある方がいらっしゃいましたらお願いします。あるいは経済産業省、消防庁の方からもご意見、補足を含めて何かありましたら。よろしいですか。それでは議事につきましては、ここまでとさせていただきます。

それでは議事3「その他」ということで、今後の予定等につきまして事務局からご説明をお願いします。

○事務局（三菱総合研究所）

それではお手元の資料3でございます。今後の検討スケジュールについて（案）ということでお示ししているものがございますので、こちらをご覧くださいと思います。

本日第2回、10月2日に開催をいたしまして、次回、第3回でございますけれども、10月の20日午前中ということで予定をしております。本日いろいろいただきましたご意見を踏まえての、検討会の取りまとめ（案）をご提示してご議論いただくということで予

定をしております。

また、第4回ということで11月下旬になりますが、ガイドラインの案についてのご議論ということで今予定をしているということでございます。スケジュールについては以上でございます。

○寺園座長

ありがとうございます。特段これは、ご質問等はないと思いますが、よろしいですか。

それではこれで全体は終了ということになりますが、環境省のほうからは特によろしいですか。

それではこれにて第2回の「有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会」を終わらせていただきたいと思います。本日は長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

(了)